

第 3 次

太子町男女共同参画プラン

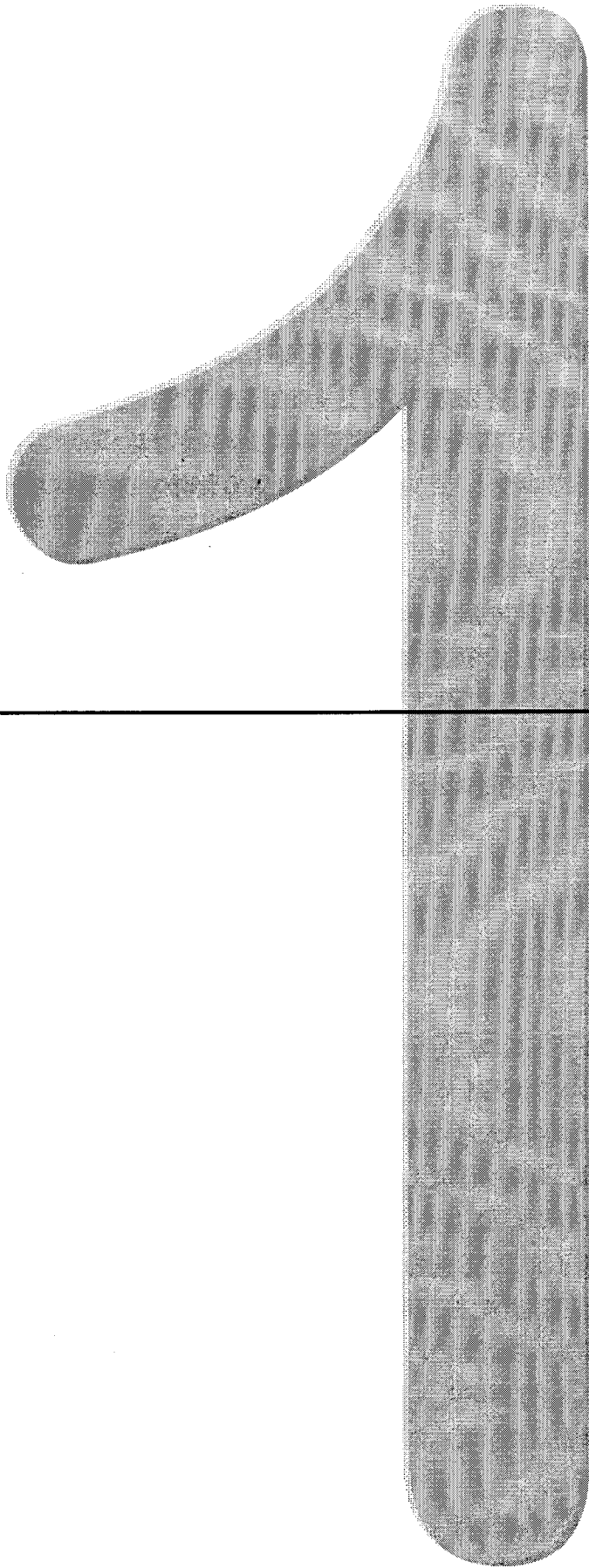
(案)



太 子 町

目 次

第I章 プランの概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 プラン策定の背景	2
3 プランの性格	9
4 プランの期間	9
第II章 プランの基本的な考え方	11
1 基本理念	12
2 基本目標	12
3 優先すべき取り組み	13
第III章 プランの基本課題	15
1 施策の体系	16
2 施策の内容	
基本目標1 人権を尊重し合える意識づくり	19
基本課題1 男女共同参画意識の普及・啓発の推進	20
基本課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	23
基本目標2 安心して働き暮らせる環境づくり	26
基本課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	27
基本課題4 子育て・介護・高齢者等への支援	31
基本課題5 生涯を通じた心と体の健康づくり	37
基本課題6 ハラスメント及び虐待防止対策の推進	40
基本課題7 防犯の視点からの男女共同参画の推進	43
基本目標3 行政から取り組む男女平等のまちづくり	45
基本課題8 政策・方針決定の場への女性参画の促進	46
基本課題9 地域社会・行政が推進する男女共同参画	48
基本課題10 男女共同参画プランの推進体制の整備	51
基本目標4 暴力を許さない社会づくり ～配偶者等からのあらゆる暴力の根絶～	53
第IV章 太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画	55
1 計画策定の趣旨	56
2 プラン策定の背景	56
3 プランの性格	60
4 プランの期間	60
施策の内容	
基本課題11 DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実	61
基本課題12 DV被害者への支援体制の整備	63
基本課題13 DV根絶に向けた啓発と防止の推進	66
第V章 プランの数値目標	69
1 数値目標	70



第 I 章

プランの概要

1. 計画策定の趣旨

昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年以降、男女共同参画意識の高まりは、世界的な広がりをみせ、我が国においても平成 11 年（1999 年）に制定された「男女共同参画社会基本法」前文に「男女が、互いに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。（中略）男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と明記し、府省横断的にさまざまな取り組みが実施されています。

太子町におきましても、平成 16 年（2004 年）に策定しました「太子町男女共同参画プラン」、平成 21 年（2009 年）に策定しました「太子町男女共同参画プラン（改訂版）」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざした施策を推進してきました。

しかしながら、男女の性別による固定的な役割分担意識や家庭や職場をはじめとするさまざまな場面での男女の不平等感は根強く、男女共同参画社会の実現への課題は依然として多く存在しています。

この度、「太子町男女共同参画プラン（改訂版）」の計画期間が平成 25 年（2013 年）で終了することから、これまでの取り組みを継承しつつ、現状を踏まえた新たな課題に対応しながら、引き続き男女共同社会実現に向けての施策を総合的・計画的に推進するため、この「第 3 次太子町男女共同参画プラン」を策定するものです。

また、被害者の多くが女性である DV（＝ドメスティック・バイオレンス）被害者の早期発見と早期支援を目的とした、「太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を本計画中に包含することとします。

2. プラン策定の背景

（1）国県の動き

①国の動き

わが国では、昭和 60 年（1985 年）の女子差別撤廃条約の批准後、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」平成 3 年（1991 年）の策定、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の制定など、法律や制度面でも大きく施策を進めてきました。

平成 11 年（1999 年）6 月には、男女共同社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が法律に明記されました。

さらに平成 12 年（2000 年）12 月同基本法に基づく男女共同参画に係る初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成 13 年（2001 年）には、省庁再編により「内閣府」が置かれ、その中に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置されるなど男女共同参画に関する推進体制を強化しました。

同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）が制定され、平成 16 年（2004 年）には、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されるなど、平成 25 年（2013 年）ま

で、実効性を持った被害者保護・支援を目的とした改正が行われています。

平成 15 年（2003 年）には、男女共同参画推進本部が、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成 32 年（2020 年）までに少なくとも 30% 程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。

平成 17 年（2005 年）には、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。

平成 18 年（2006 年）には、官民トップ会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

平成 20 年（2008 年）には、男女共同参画推進本部において、女性の参画の拡大推進の戦略的取組指針「女性の参画加速プログラム」を決定しました。

平成 22 年（2010 年）には、「男女共同参画基本計画（第 3 次）」が策定されました。

②県の動き

県では、昭和 53 年（1978 年）に「兵庫県婦人行動綱領」を制定し、その後、昭和 60 年（1985 年）に「ひょうごの婦人しあわせプラン」を、平成 2 年（1990 年）に「新ひょうごの女性しあわせプラン」を策定、そして平成 13 年（2001 年）3 月には、「兵庫県男女共同参画計画 ひょうご男女共同参画プラン 21」が策定されました。

また、平成 14 年（2002 年）4 月には、「男女共同参画社会づくり条例」が施行され、平成 15 年（2003 年）には、「男女共同参画兵庫県率先行動計画・ひょうごアクション 8」が策定されました。

平成 18 年（2006 年）4 月、取り組みをさらに進めるために、平成 18 年度から 22 年度までに実施する具体的施策「ひょうご男女共同参画プラン 21 後期実施計画」が策定されました。

平成 23 年（2011 年）には、「新ひょうご男女共同参画プラン 21」が策定されました。

（2）太子町の動き

①太子町の取り組み

国内外で、女性問題への関心が高まるなか、太子町では、かねてから女性の意見を町政に反映したいという考えから女性の社会参画の支援に努めてきました。

平成 11 年（1999 年）6 月に「女性セミナー（平成 13 年（2001 年）に男女共生セミナーに名称を改める）」を開講し 1 期生から 3 期生までが、女性の意識と能力の向上を図るため 2 年間学習し、その成果を「太子町模擬議会」、「寸劇」、「紙芝居」として発表しました。平成 17 年（2005 年）には、地域リーダーの育成を図るため「ファシリテーター養成講座」を開講し、平成 18 年（2006 年）にはこれらのセミナー受講生有志によるグループが活動を開始し地域リーダーとして活躍されています。

また、プラン策定に向けて、平成 14 年（2002 年）には、「男女共同参画社会についての町民アンケート調査」を実施し、町民の意識や実態の把握を行い、翌年の平成 15

年（2003 年）には、学識経験者や住民で組織する「太子町男女共同参画プラン策定委員会」を設立し、庁内においても計画を全庁的に進めるために「太子町男女共同参画推進本部」と「太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム」を設置しました。

それぞれの委員会では、国内外の新しい動きや町施策の推進状況を踏まえ計画の策定について審議が進められ、平成 16 年（2004 年）6 月に「太子町男女共同参画プラン」、平成 21 年（2009 年）3 月に「太子町男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざした施策を推進してきました。

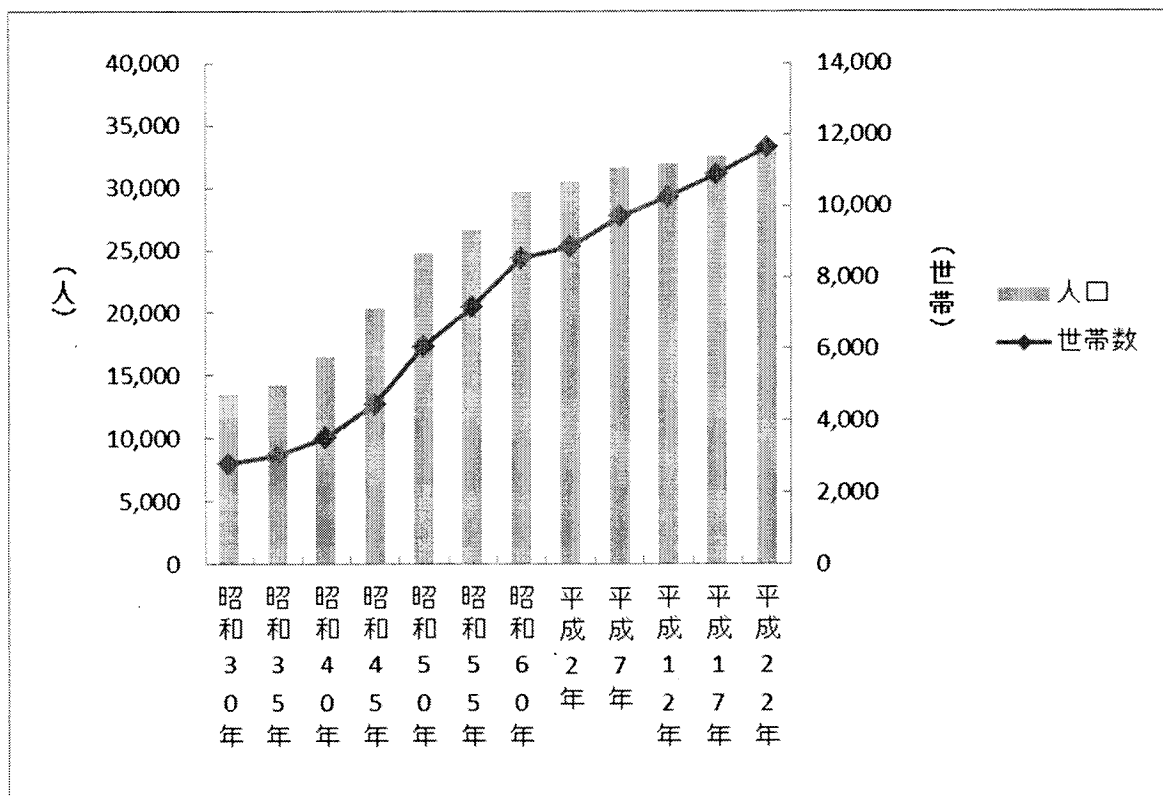
この度、現行計画の計画期間が平成 26 年（2014 年）3 月で終了するにあたり、「太子町配偶者等暴力（DV）防止対策基本計画」を盛り込んだ「第 3 次太子町男女共同参画プラン」を策定しました。

②太子町の社会状況

◇人口の推移

太子町の人口は増加傾向にあり、平成 22 年国勢調査（2010 年 10 月 1 日現在）の結果では 33,438 人で県内の 12 町の中で最も人口が多い町となりました。この結果は、前回調査から 2.7%の増加となっています。世帯数についても同様に増加しています。

（図 1）人口の推移 【太子町】



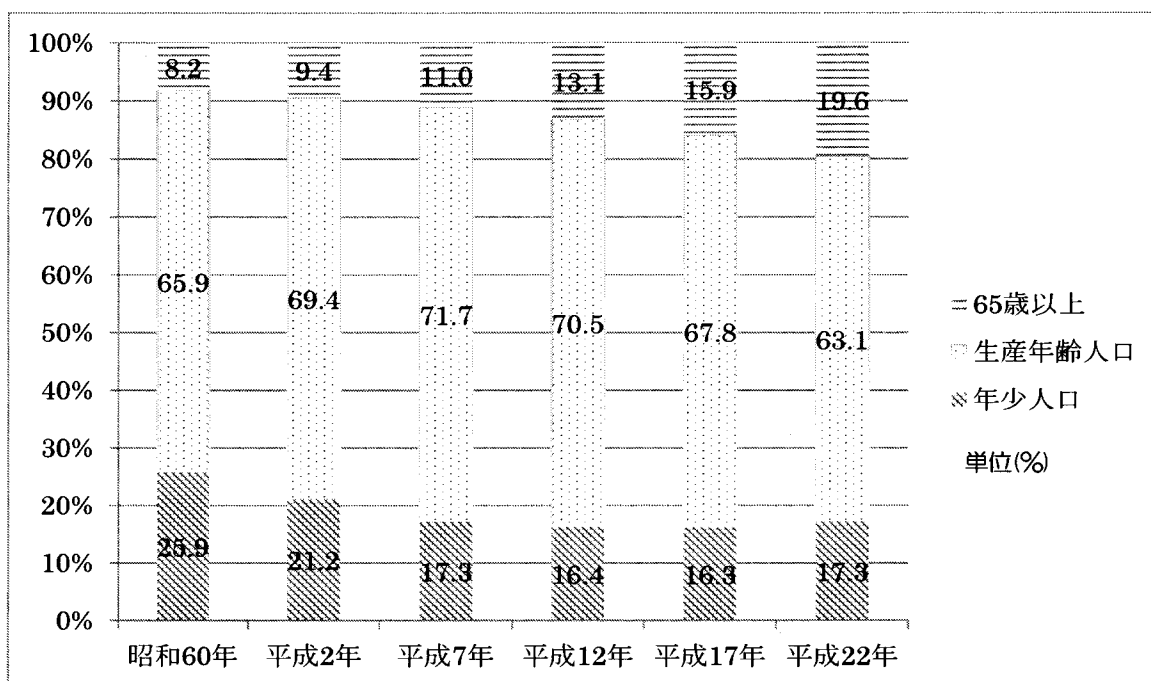
資料：国勢調査

◇人口構造の推移

太子町の人口構造は、平成 17 年度と平成 22 年度を比較すると、65 歳人口割合が 3.7 ポイント、年少人口（0～14 歳の人口）割合が 1 ポイント高くなり、高齢者や年少者を支える生産年齢人口（15～64 歳人口）の割合が 4.7 ポイント低くなる結果となりました。

全国的に少子高齢化が進む中の、年少人口比率の微増は、隣接する姫路市のベッドタウンとして宅地開発が進み、子育て世代の転入増加が理由の一つと考えられますが、高齢化は緩やかながら進行している状況と言えます。

（図 2）人口構造の推移（太子町）



資料：国勢調査

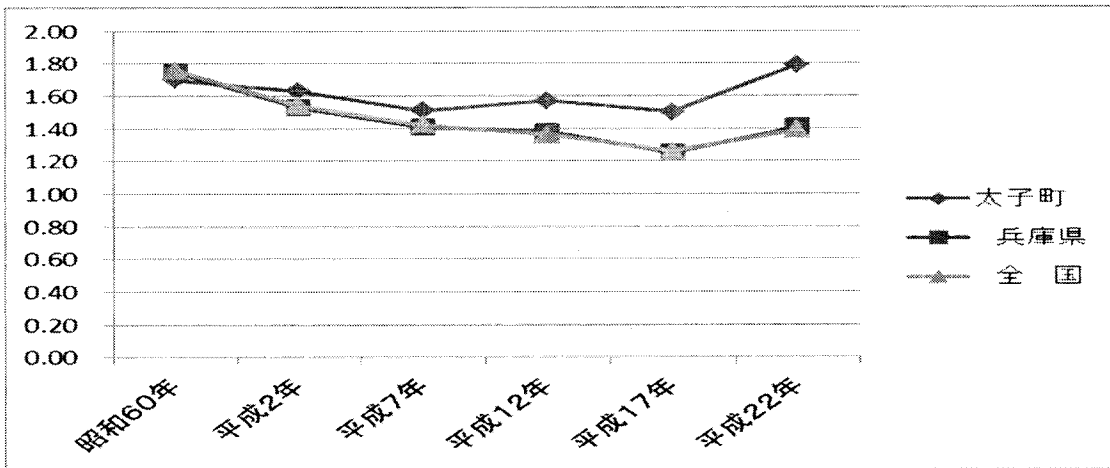
◇合計特殊出生率の推移

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの人数に相当する合計特殊出生率は、平成 17 年度と平成 22 年度を比較すると 0.29 ポイント高く、全国や県の数値と比較しても高い数値となっています。

（表 3-1）合計特殊出生率の推移

	昭和 60 年 1985 年	平成 2 年 1990 年	平成 7 年 1995 年	平成 12 年 2000 年	平成 17 年 2005 年	平成 22 年 2010 年
太子町	1.70	1.63	1.51	1.57	1.50	1.79
兵庫県	1.75	1.53	1.41	1.38	1.25	1.41
全 国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39

(図 3-2) 合計特殊出生率の推移



資料：国勢調査

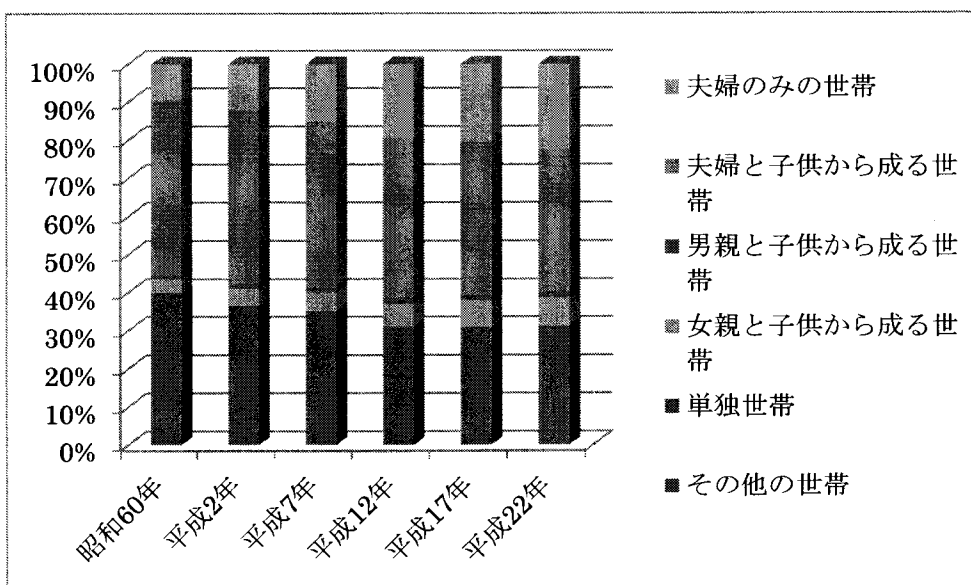
◇家族構成の変化

社会、経済の構造的な変化と、人々の価値観やライフスタイルの変化によって家族構成の形態も多様化しています。

太子町においても、「夫婦と子ども」や「その他の世帯」は減少傾向で、一方で「夫婦のみの世帯」や「ひとり親世帯」、「単独世帯」は増加傾向にあり、家族構成の多様化が進んでいます。

これまで主流であった男性が働き、女性が家事や子育て、高齢者の介護を担うといった性別役割分担意識や、それに根ざした男女の役割・生き方の見直しを迫られています。

(図 4) 世帯構成別にみた世帯数の推移(太子町)



資料：国勢調査

◇就業の状況

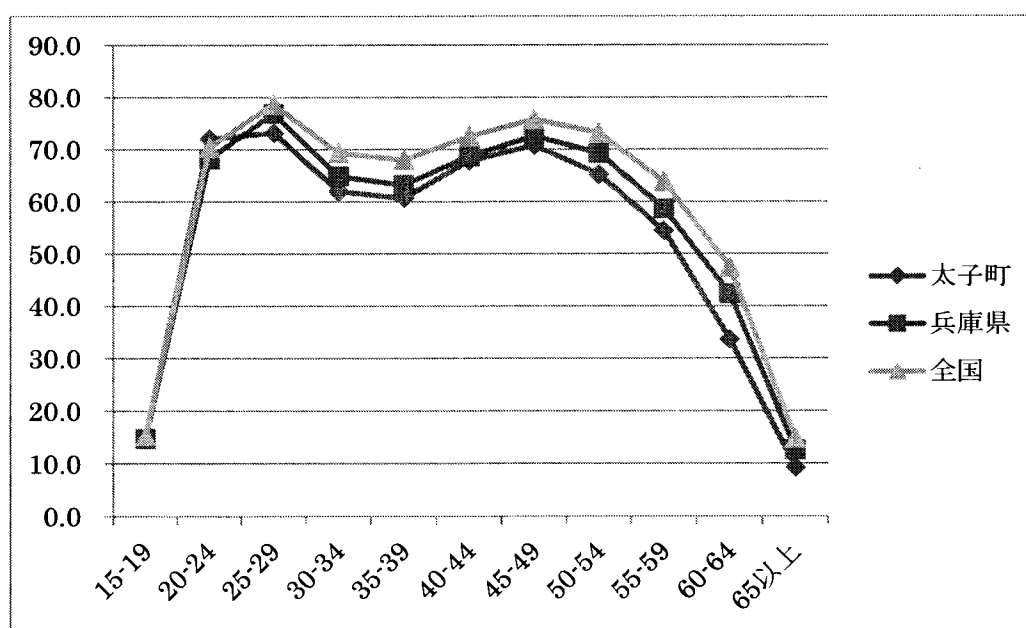
太子町の女性の労働力率は、全国や県の結果と同様に結婚・出産・子育て期にあたる30代から40代前半にかけて低下する、M字カーブを描いています。

これは、女性が結婚や出産、子育てを機に離職していることを示しており、「平成25年度男女共同参画に関する町民アンケート」の結果でも、仕事を続けることができるよう、子育て支援や職場環境の整備、子育て終了後の再就職支援の推進が求められています。

(表 5-1) 女性の年齢別労働力率

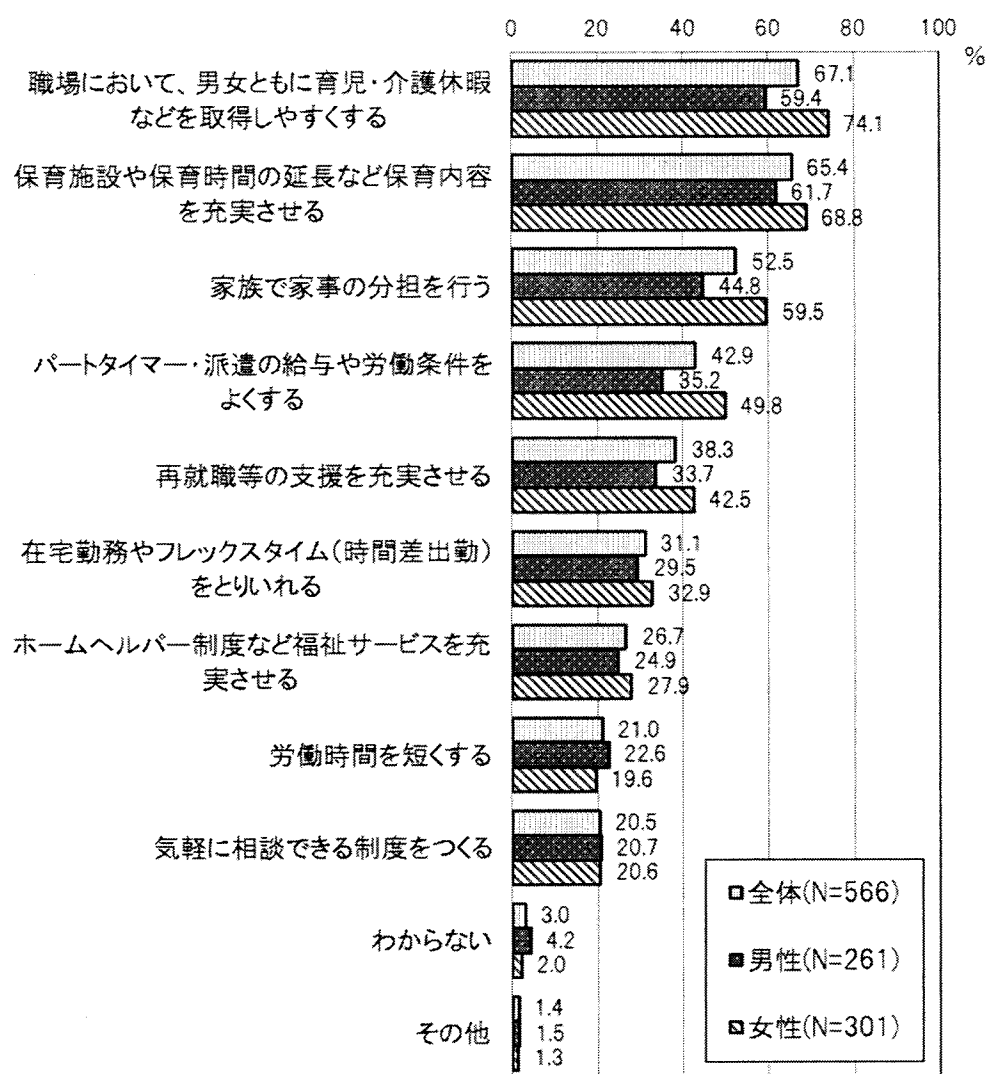
	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上
太子町	15.0	72.0	73.2	62.0	60.7	67.8	70.8	65.3	54.5	33.7	9.3
兵庫県	14.8	68.2	76.9	64.9	63.2	68.7	72.6	69.3	58.7	42.4	12.7
全 国	15.4	70.4	78.7	69.4	68.0	72.5	75.8	73.2	63.9	47.5	14.9

(図 5-2) 女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査（平成22年）

(図6) 男女がともに働き続けるために必要なこと (複数回答)



資料：平成25年度男女共同参画町民アンケート

※グラフ中のNは、設問の全体・男性・女性の回答件数です。

3. プランの性格

- (1) このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、「国の「第3次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「新ひょうご男女共同参画プラン」の趣旨を踏まえて、太子町が取り組むべき具体的施策を総合的、計画的に推進するための指針として策定するもので、前プランを継承した後継計画として位置づけます。
- (2) このプランは、太子町における男女共同参画社会の形成のための基本指針であり、「和のまち太子～第5次太子町総合計画～」のもと、他の計画との整合性も考慮しています。
- (3) 本プランは、基本目標4「暴力を許さない社会づくり～配偶者等からのあらゆる暴力の根絶～」において、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画「太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を含む計画です。
- (4) 「平成25年度男女共同参画に関する町民アンケート」の結果を参考にしています。
- (5) 施策の推進にあたっては、行政のみならず、町民をはじめ、事業所、各種団体、グループ、NPO等の主体的な参画と協働のもとに進めていくものです。

4. プランの期間

このプランの目標年度は、平成26年（2014年）度から平成30年（2018年）度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化などに対応した施策を進めるため、必要に応じて見直しを行います。



第Ⅱ章

プランの基本的な考え方

1. 基本理念

日本国憲法は、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は、門地により、政治的、経済的又は社会的において、差別されない」として、基本的人権の尊重と法の下での平等を掲げ、一切の差別を禁止し人々が「等しく」「自由」で豊かに生きる権利を保障しています。

このような「人権尊重」の考え方をプランの基本理念として、新しい男女のあり方を見つけることによって、あらゆる面で男女が自立し、共に責任を分かち合う対等なパートナーシップが確立でき、共に豊かな充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現をめざします。

た 互いの人権を 尊重し

い 意識を変えよう 男女の参画

し 信頼し合える 社会づくり

2. 基本目標

(1) 人権を尊重し合える**意識**づくり

(2) 安心して働き暮らせる**環境**づくり

(3) 行政から取り組む男女平等の**まち**づくり

(4) 暴力を許さない**社会**づくり

～配偶者等からのあらゆる暴力の根絶～ 【DV対策基本計画】

3. 優先すべき取り組み

(1) 固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しと男女平等の意識形成

性別によって役割や生き方を分ける意識やそれに基づく社会制度、慣行によって個人の自由な選択が妨げられないよう、男女が互いの人権を尊重し合う意識の醸成を図ります。広報紙をはじめ情報提供、学習機会の提供などの、さまざまな手法を通じて啓発を進めていきます。

(2) 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会を築くためには、男女が対等な社会の構成員として社会のあらゆる場に参画することが重要です。女性の参画を呼びかけ啓発を推進していくとともに、男女の意見が平等に反映されるよう政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。

(3) 仕事と生活の調和への支援

女性の社会進出の増加に伴い、多くの女性が仕事をしながら育児や介護などの家庭責任の両方を担っていることから、その負担により女性が自身の能力を社会で十分に発揮できない現状にあります。仕事と生活をバランスよく両立できる環境づくりが必要であり、男女が共同で家庭責任を担えるよう、男性の家庭参加や社会全体で支えあうことの重要性を広く浸透させ、支援していきます。

(4) 男女共同参画の推進のための拠点の設置と推進体制の充実

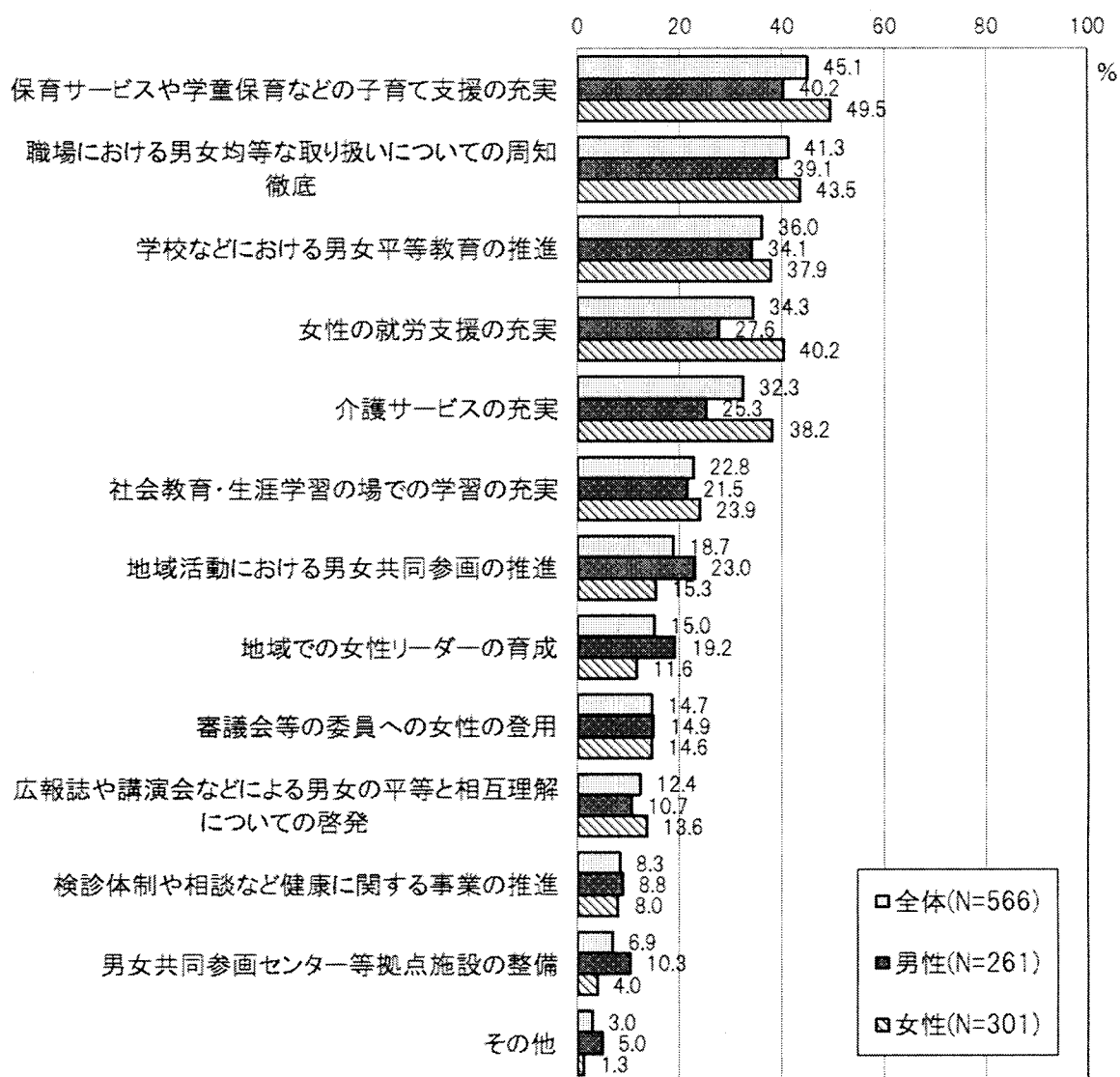
男女共同参画の総合的な推進には、男女共同参画に関するあらゆる情報の提供や発信、学習、各種の相談窓口、交流スペースなどとして使用することができる拠点が必要です。町民が気軽に立ち寄ることができる、男女共同参画の推進のための拠点を設置します。

また、この第3次太子町男女共同参画プランの施策推進管理のための体制の充実を図ります。

(5) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、どのような場合であっても被害者の心身に危害を及ぼす重大な人権侵害です。暴力を許さない社会認識の啓発と防止対策、被害者の保護などの体制を整備し、暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

(図 7) 男女共同参画社会実現のために必要なこと (複数回答)



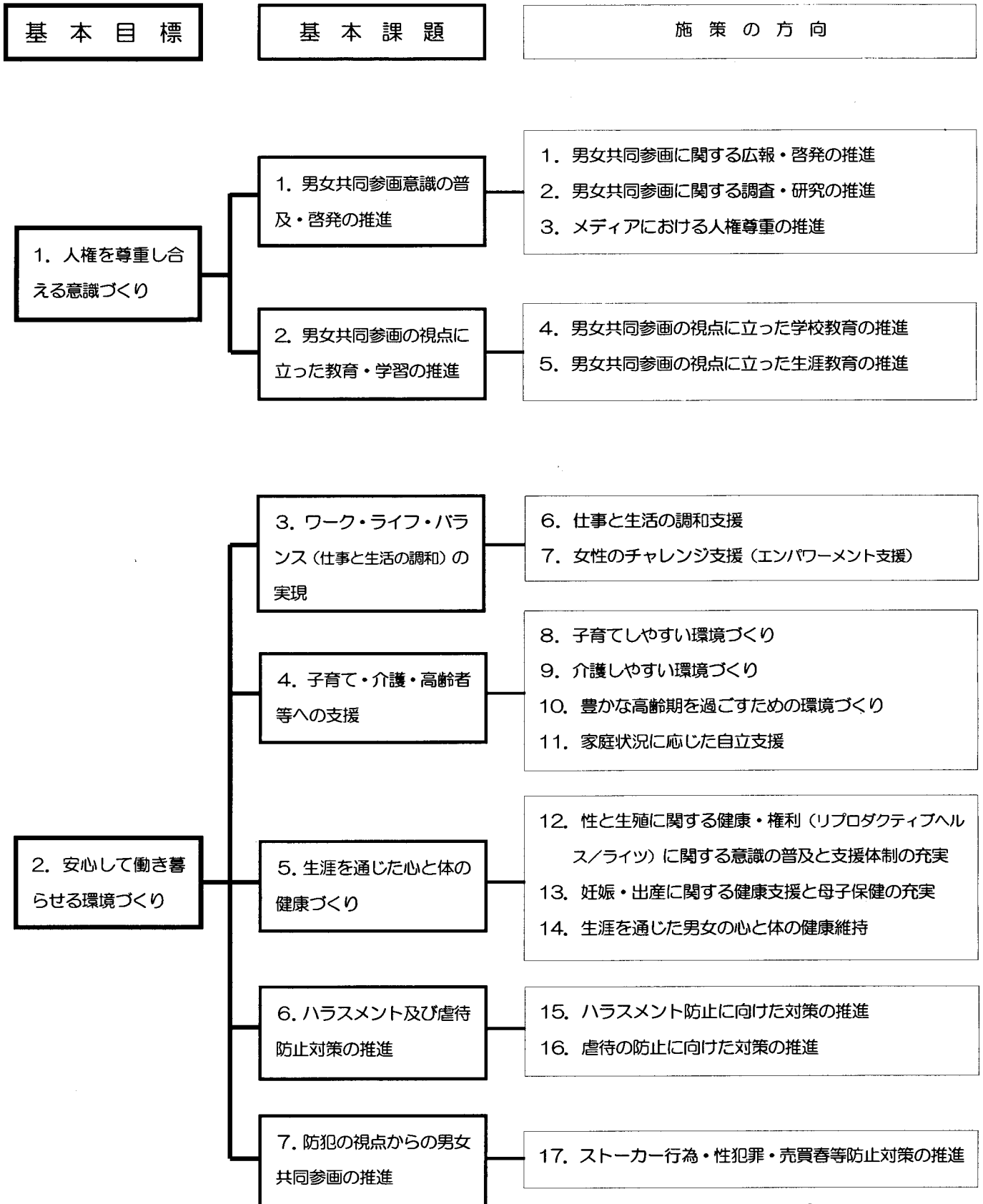
資料：「平成 25 年度男女共同参画に関する町民アンケート」

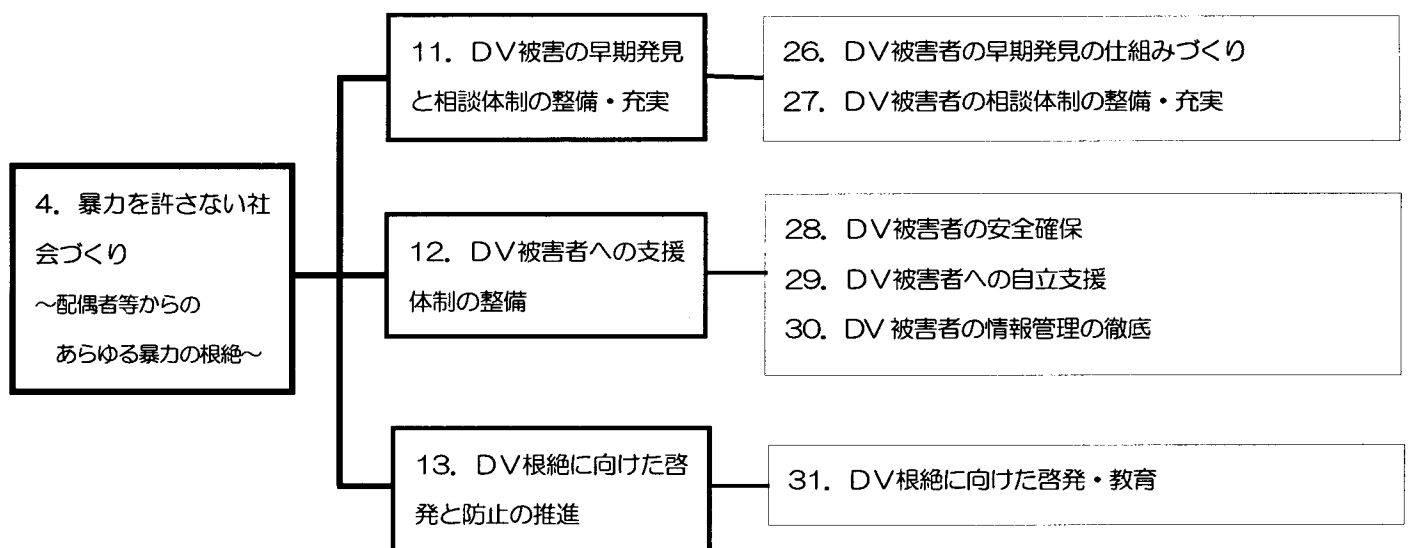
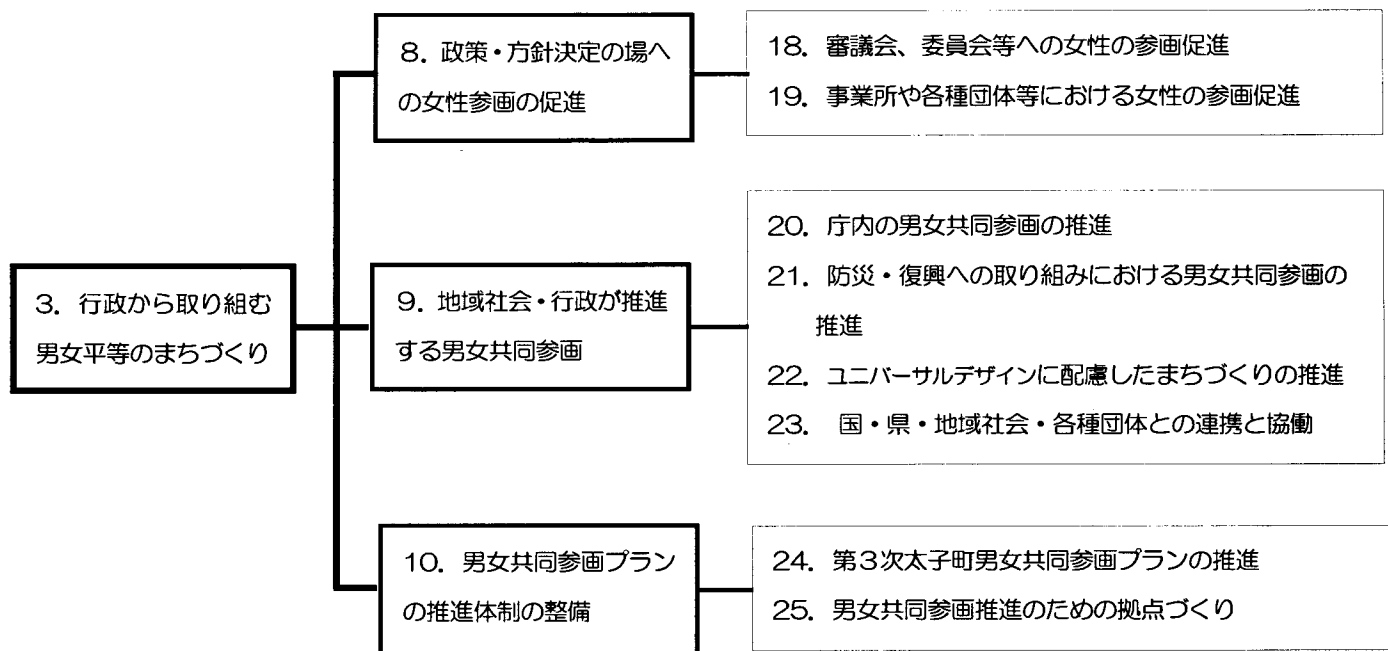
第Ⅲ章

プランの基本課題

1. 施策の体系

このプランにおける施策の体系は、13の基本課題、31の施策の方向および60の具体的施策により構成されています。





2. 施策の内容

【基本目標 1】

人権を尊重し合える意識づくり

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。

「男だから」「女だから」という理由で生き方や働き方が制限されないことは人間としての基本的な権利であり、平成 11 年（1999 年）に男女共同参画基本法が施行されて以降、男女共同参画社会の実現を目指したさまざまな法律や制度が整備されてきました。

しかしながら、性差別や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、家庭・職場・学校・地域のなかに、依然として深く残っています。

こうした状況を少しずつ改革し、男女がともにその人権を尊重し、対等に責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮することのできる社会である男女共同参画社会を築いていくため、さまざまな角度から男女平等意識の醸成を図ります。

基本課題 1

男女共同参画意識の普及・啓発の推進

◆現況と課題

男女が互いを認め人権を尊重しあえる社会の実現には、男女が正しい基本的知識や能力を身につけることが重要です。

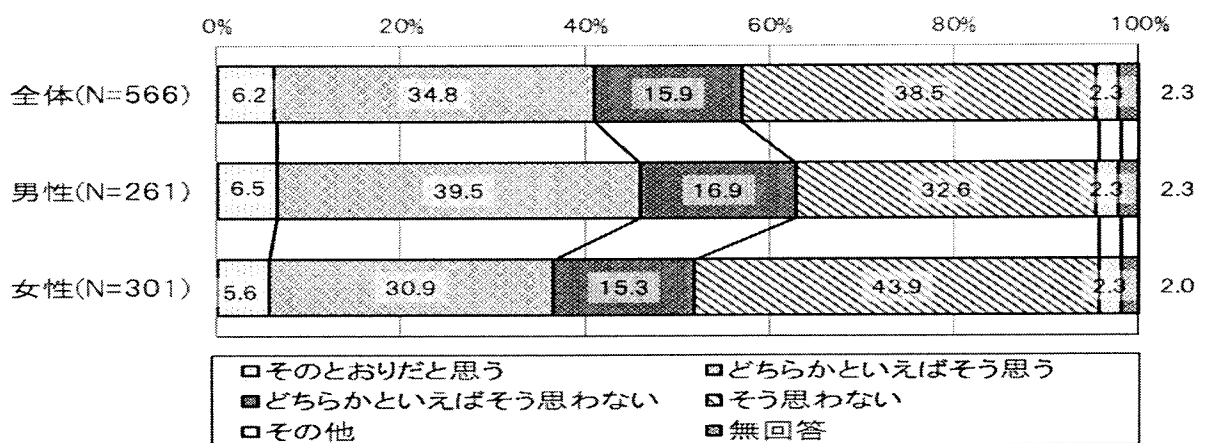
しかしながら、我が国の高度成長期を支え、日本の繁栄をもたらした「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、社会情勢が変わった現在においても、家庭、職場、学校、地域の中に存在し続け、男女の生き方や働き方の可能性を狭めている状況も見受けられます。

町が実施した「平成 25 年度男女共同参画町民アンケート」（※以下「町民アンケート」という。）の『「男は仕事、女は家庭」という考え方について』の質問で、「反対」は 54.4%（「どちらかといえば」を含む全体）、「賛成」は 41.0%（「どちらかといえば」を含む）の結果となり、約 4 割の町民の意識改革が進んでいない現状です。

また、社会の価値観や人々の意識の形成にメディアが与える影響は多大であることから、固定的な性別役割分担意識を助長することがないよう、人権に配慮した表現を推進していくことが重要であるとともに、情報を受け入れる側も、主体的に正しいものを読み取る能力を養うことが重要です。

これらの結果から、今後も社会のあらゆる分野において、男女共同参画の視点で見直し、一人ひとりの意識に潜在している性別役割分担意識や男性優位の考え方など、現状の解消に向け普及・啓発の推進を図っていく必要があります。

（図 8）「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：平成 25 年度男女共同参画に関する町民アンケート

施策の方向

1. 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
2. 男女共同参画に関する調査・研究の推進
3. メディアにおける人権尊重の推進

施策の方向 1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

性別役割分担意識に基づく制度や慣行などを見直し、男女共同参画の意識を広く浸透させます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	情報提供・啓発活動の推進	性別役割分担意識に基づいた制度・慣行等の見直しや男女平等の意識づくりに向けた広報・啓発活動を充実させます。 ●広報紙、ホームページなどによる啓発の充実 ●男女共同参画に関する情報提供	社会教育課 企画政策課
②	講座・講演会・学習会等の実施	男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発をするために講演会等を開催します。 ●人権教育実践発表会の開催 ●住民学習会・人間の生き方講座の充実 ●「男女共同参画」をテーマにした講座の開催	社会教育課 企画政策課

施策の方向 2 男女共同参画に関する調査・研究の推進

男女共同参画に関する町民意識や実態調査を実施し、把握に努めるとともに、町内の男女共同参画の推進を目的とした「男女共同参画セミナー」を開催します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	意識調査・実態調査の実施	施策に反映していくために、男女共同参画に関する町民意識の把握に努めます。 ●町民意識調査等の実施	企画政策課 社会教育課
②	「男女共同参画セミナー」の実施	「男女共同参画セミナー」を開催し、男女共同参画について学習を促すとともに、太子町の課題研究や啓発活動を通じ、将来、地域で男女共同参画を推進していく人材の育成に努めます。 ●太子町男女共同参画セミナーの実施	企画政策課

施策の方向3 メディアにおける人権尊重の推進

町の発行する刊行物などを男女共同参画の視点で見直します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	広報・刊行物における人権を尊重した表現の徹底	固定的な性別役割にとらわれない、多様な姿を積極的に取り上げていくよう、町が作成する広報・刊行物などの表現を見直します。 ●男女共同参画の視点に立った表現への見直し	企画政策課 各課

基本課題2

男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

◆現況と課題

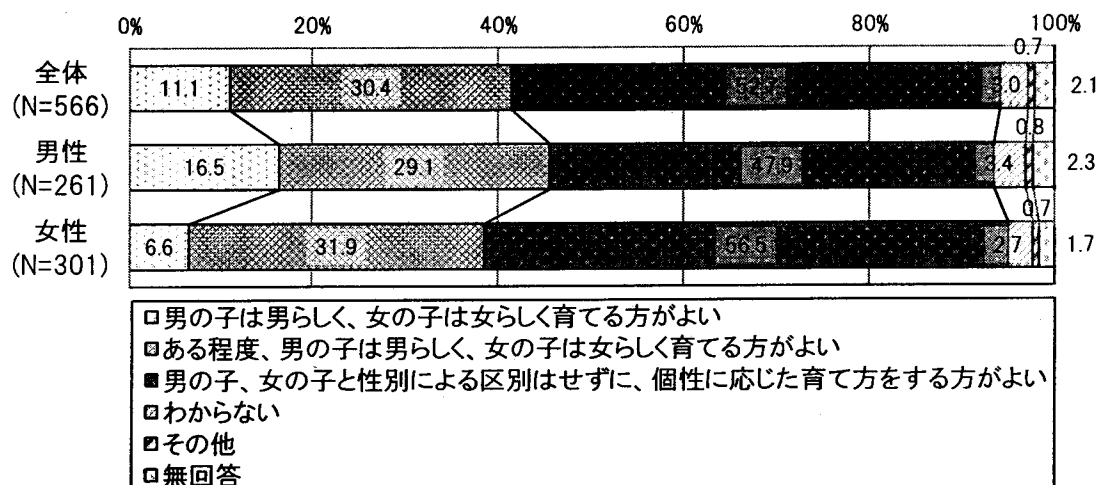
男女共同参画社会を実現するためには、国民一人ひとりが男女共同参画についての意識や自立の意識を有することが重要であり、正しい人権教育・学習は、未来を担う子どもたちの意識や価値観に男女平等意識や人権意識を根付かせるとともに、将来あらゆる分野で能力を発揮するために必要不可欠なものです。

町民アンケートでの『子どもの育て方』に関する結果では「男の子、女の子と性別による区別はせずに、個性に応じた育て方をする方がよい」という意見が全体で 52.7%となり約過半数を占め、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」という意見は全体の 11.1%であり、「ある程度、男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」という意見は全体の 30.4%であった。

子どもたちが「女らしさや男らしさ」という固定観念にとらわれず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、多くの時間を過ごしている学校において男女平等を推進する教育の充実を図ることが重要です。

また、あらゆる世代の人々が性別にとらわれず、自ら希望するライフスタイルを主体的に選択し地域社会でいきいきと過ごすために、男女共同参画の視点に立った生涯学習の機会を創出し、意識啓発を推進していく必要があります。

(図 9) 「子どもの育て方」について



資料：平成 25 年度男女共同参画町民アンケート

施策の方向

4. 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
5. 男女共同参画の視点に立った生涯教育の推進

施策の方向4 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

子どもたちが性別にとらわれず、主体的に社会に参画していく能力の育成を図ります。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	成長段階に応じた教育の推進	成長段階に応じた男女共生教育を推進し、個性や能力の伸長を図ります。子どもたちが「自分らしさ」を発揮し幅広い選択ができるよう自然の中や地域社会でのさまざまな体験活動を通じた教育を推進します。 ●男女平等の視点に立った進路指導の充実 ●男女で区別しない呼称の推進 ●50音名簿の活用 ●教職員を対象とした男女共同参画に関する研修の実施 ●男女共同参画の視点に立った教職員の配置の推進 ●さまざまな体験活動を導入した教育活動の推進 ●人権同和教育の充実（保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校）	管理課 社会教育課 社会福祉課
②	学校運営の推進	あらゆる機会を通して男女共生の意識を育みます。 ●セクシュアル・ハラスメント防止策に関する研修会の開催 ●教職員のための人権、男女共生教育研修の充実 ●保護者を対象とした男女共同参画に関する研修の実施	管理課 社会教育課

施策の方向5 男女共同参画の視点に立った生涯教育の推進

社会教育や生涯教育を通じて男女共同参画に関する学習機会を提供します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	生涯学習講座の推進	男女共同参画の視点に立った講座を開催します。 誰もが参加しやすい内容や開催日時、託児等に配慮します。 ●公民館等における男女共同参画に関する学習機会の充実 ●男女平等に関する人権学習の充実	社会教育課 企画政策課

【基本目標2】

安心して働き暮らせる環境づくり

働くことは、生活の経済的基盤であり、働く機会は男女に関係なく平等に保障されています。

一方、日本女性の労働力率は、結婚や出産、子育て期に低下するM字カーブを描いています。

しかしながら、結婚や出産をした後も働きたい、また、退職後に再び働きたいと考える女性も増加傾向にあり、その実現のためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現と、女性への再就職やキャリアアップなどの支援（エンパワーメント支援）が必要とされます。

また、社会問題となっている少子高齢化を踏まえた、男女ともに子育てや介護を担うことができる家庭づくり、健やかに過ごすことができる健康支援や自立支援、性に関する意識啓発、防犯対策など、誰もが人間らしく豊かで安心して暮らせる環境づくりを推進します。

基本課題3

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

◆現況と課題

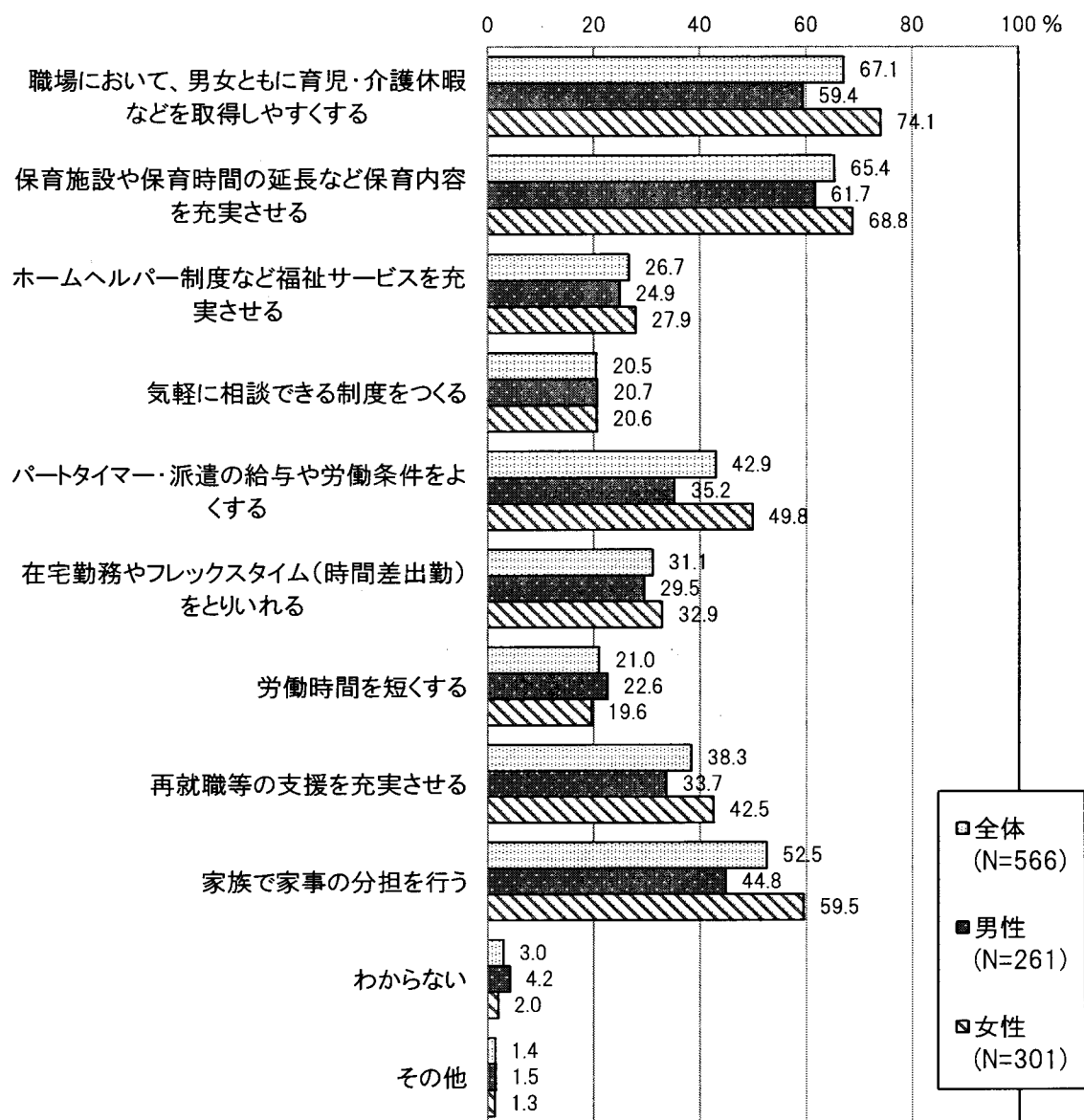
仕事と生活の調和は、男女が対等な立場で豊かな暮らしをおくるうえで重要な課題です。

町民アンケートで、『男女がともに働き続けるためには、どのようなことが必要か』という質問の回答で最も意見が多いのは「職場において、男女ともに育児・介護休暇などを取得しやすくする」（67.1%）で、次いで「保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実させる」（65.4%）、「家族で家事の分担を行う」（52.5%）であった。このことから、法制度で保障された育児休業等の利用促進をはじめとした職場環境の改善や、保育所などの子育て支援、男性の家事参加に期待をもたれていることがわかります。

また、調査の中で「パートタイマー・派遣の給与や労働条件をよくする」、「再就職等の支援を充実させる」との意見が女性に多かったことから、女性の従事者が圧倒的に多い非正規労働者の労働条件の改善や、結婚・出産・介護などを理由に仕事をやめた女性へのキャリアアップのための機会の提供と再就職の支援など、再チャレンジへの支援が求められています。

また、農業や自営業に従事する女性は生産面や経営において重要な役割を果たしているものの、方針決定への参画が依然として少ないため、女性の参画への意識啓発を推進していく必要があります。

(図表 6) 男女がともに働き続けるために必要なこと (再掲)



資料：平成 25 年度男女共同参画に関する町民アンケート

施策の方向

6. 仕事と生活の調和支援

7. 女性のチャレンジ支援（エンパワーメント支援）

施策の方向6 仕事と生活の調和支援

ワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、男性の家庭参加の推進と女性が働きやすい職場環境づくりを支援します。

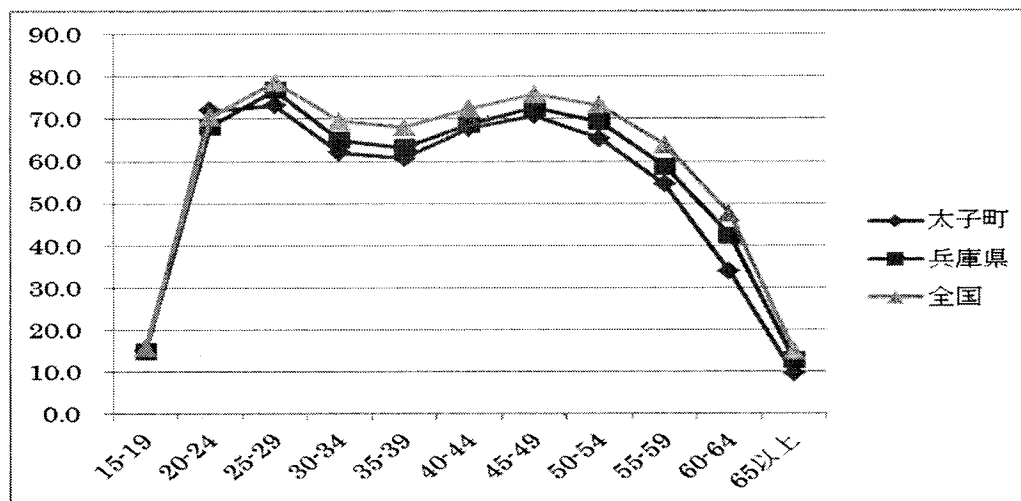
	具体的施策	施策内容	担当課
①	男女がともに担う家事・育児・介護の推進	仕事と家庭の調和支援として、男女がともに家事・育児・介護などの家庭責任を担うことの大切さについての意識啓発と情報提供、学習機会を提供します。 ●ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発 ●男女ともに参加できる家事・育児・介護に関する学習機会の提供	社会福祉課 さわやか健康課 社会教育課
②	女性が就業を継続できる職場環境づくり	事業所に対して「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「育児・介護休業法」などの労働に関する法律や、仕事と育児・介護などとの両立のための制度などの情報を提供し、職場における性別による業務内容の固定化や慣行の見直しを図るため、男女平等の職場づくりに向けた意識づくりを推進します。 ●事業所、パートタイム労働者等への情報提供 ●事業者を対象とした男女共同参画に関する知識の普及 ●職域における人権教育の推進 ●男女共同参画に関する先進的な取り組みをしている企業・事業所の公表	産業経済課 社会教育課 企画政策課

施策の方向7女性のチャレンジ支援（エンパワーメント支援）

女性のチャレンジのための学習機会の提供や相談、情報提供を行うとともに、女性の参画が進んでいない分野での活躍促進を行います。

特に、太子町では年少人口や合計特殊出生率が高いにもかかわらず、子育て世代の女性の労働力率が全国や県と比較すると低く、M字カーブが深い現状であるため、女性の再就職支援などの積極的な取り組みを推進します。

（図 5-2）女性の年齢別労働力率 （再掲：表は P7 に掲載）



資料：国勢調査（平成 22 年）

	具体的施策	施策内容	担当課
①	チャレンジに関する情報提供と支援	結婚や出産、育児で就業を中断した女性の再チャレンジを応援するため、起業や在宅ワーク等の多様な働き方や再就職に関する支援を行います。 ●多様な働き方や再就職等に関する情報提供や相談窓口の紹介、支援の実施 ●女性のキャリアアップを目的としたセミナー等の開催 ●ひょうご女性チャレンジねっとの活用	産業経済課 企画政策課
②	女性の参画が進んでいない分野への参画推進	農業や自営業に従事する女性の果たす役割を評価し、経営基盤を確立するための普及・啓発に努めます。 ●農業部門に女性の意見を反映させるため、農業委員等への女性の参画促進 ●農業に関連して起業を行う女性や女性グループへの情報提供とネットワーク化の支援	産業経済課

基本課題4

子育て・介護・高齢者等への支援

◆現況と課題

性別役割分担意識のもと、育児や介護などの主な担い手は従来より女性であることが多く、そのことが、女性の就労や地域社会への参画を妨げる要因となってきました。

町民アンケートの『家庭内での役割分担』に関する回答結果でも、依然として家事全般については女性の役割であると答えた方が多かった反面、『男性の今以上の家庭生活への参加について』の質問では「賛成」（「どちらかといえば」を含む）と答えた方が大半を占めました。

このことから、家庭内での役割分担で、男性も家事参加すべきという理想的な意識は高いものの、現実が伴っていないという現状が見えてきます。

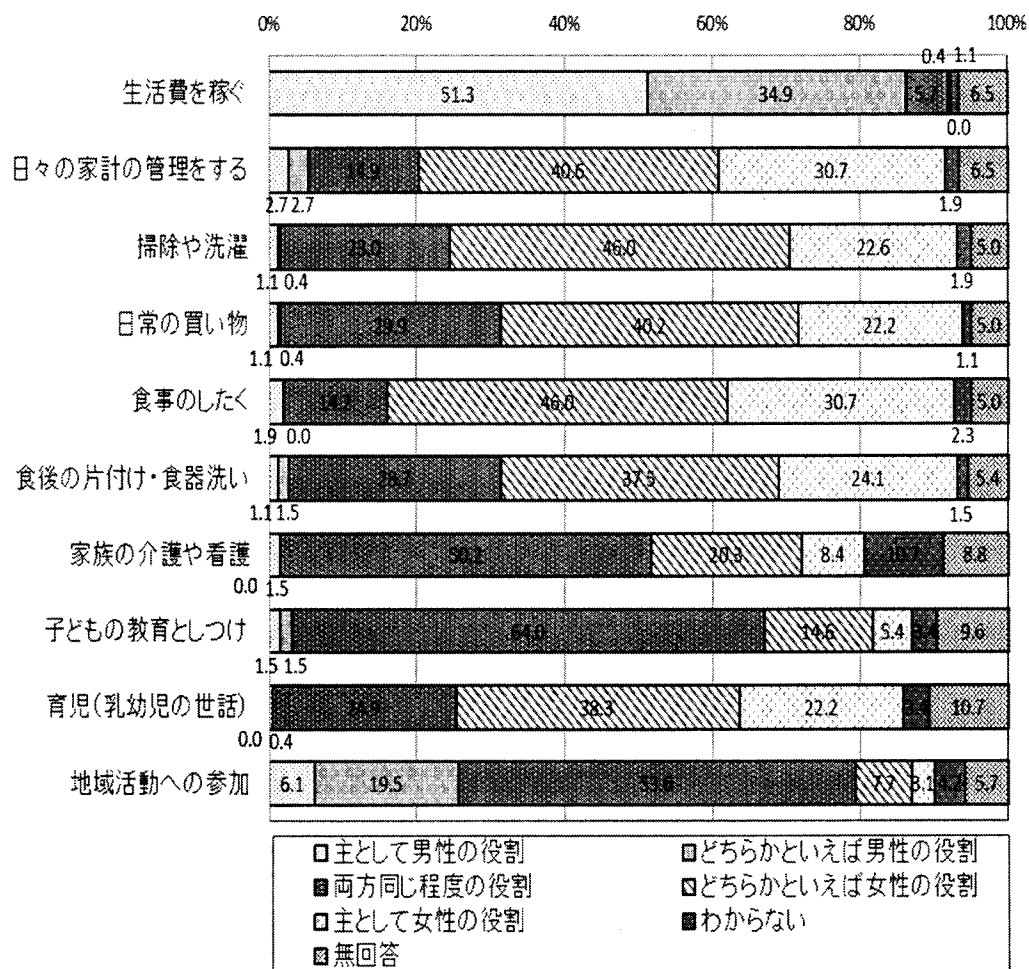
こうした現在の理想と現実のギャップを少しずつでも解消していくため、前プランからの男女共同参画の視点に立った家庭生活を支援する子育てや介護などのサービスや相談体制を、個々のケースにおけるニーズに合わせ、さらに充実させる必要があります。

また、太子町の人口はわずかながら増加しており、兵庫県下での高齢化率は低く、年少人口比率と合計特殊出生率が高い、活気ある「若いまち」であります。

しかしながら、人口構成の高齢者が占める割合が高くなり、高齢化へと進んでいる状況は他の市町村と変わりありません。

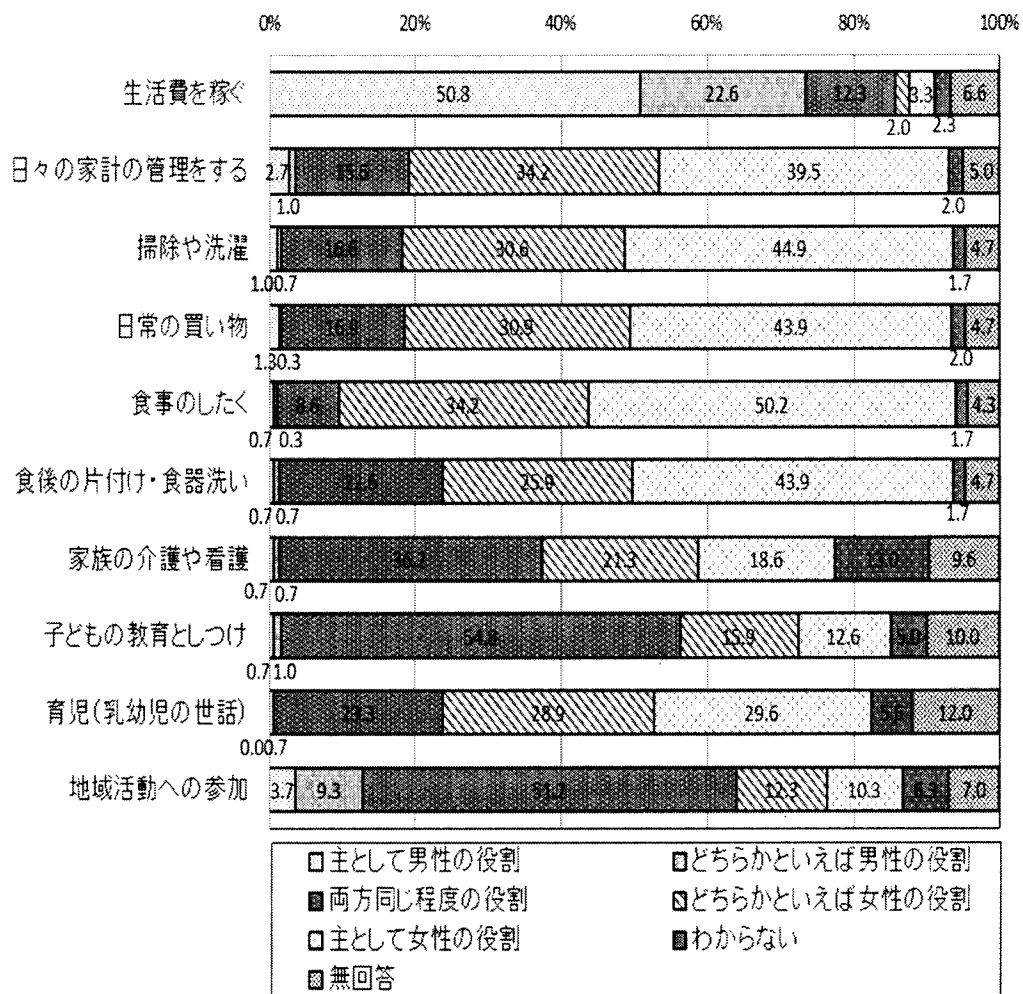
高齢者への介護支援や健康維持をはじめ、障がいのある人やひとり親家庭、町内在住外国人など、生活や社会的に困難な状況におかれている人への生活の安定と自立に向けた支援を行い、すべての人が安心して自立した生活をおくることができる社会づくり推進する必要があります。

(図 10) 家庭内での役割分担について 【 男 性 】



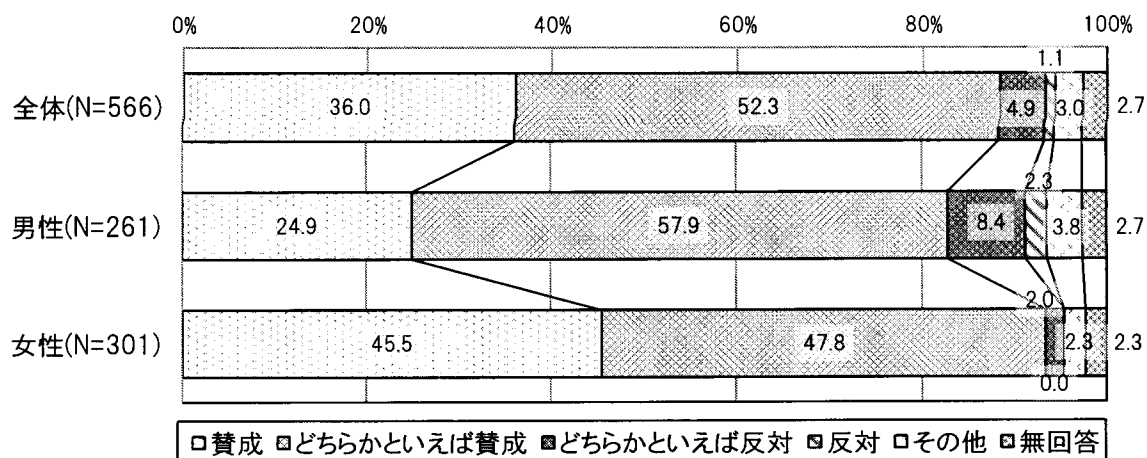
資料：平成 25 年度男女共同参画町民アンケート

(図 11) 家庭内での役割分担について 【 女 性 】



資料：平成 25 年度男女共同参画町民アンケート

(図 12) 男性の今以上の家庭生活への参加について



資料：平成 25 年度男女共同参画町民アンケート

施策の方向

8. 子育てしやすい環境づくり
9. 介護しやすい環境づくり
10. 豊かな高齢期を過ごすための環境づくり
11. 家庭状況に応じた自立支援

施策の方向8子育てしやすい環境づくり

男女が安心して子育てしながら仕事や地域活動に参画できるよう、子育てしやすい環境づくりに努めます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	子育てサービスの充実	子どもが安心して産み育てられるよう、子育てに対する社会的な支援体制を築き、働く男女が子育てと仕事を両立できる環境、子どもを健やかに育てられる環境を整備します。 ●保育施設の整備・保育サービスの充実 ●学童保育事業の充実 ●子育て支援事業の充実	社会福祉課 さわやか健康課 管理課 社会教育課

②	地域での子育て支援	現状では女性に集中している子育てにかかる精神的な負担を軽減するため、地域における子育てを総合的に支援します。 ●乳児家庭全戸訪問事業の実施 ●子育てひろばの充実 ●“声かけ運動”の推進 ●小学校の学校支援ボランティアへの参画促進 ●地域での多世代交流ができる事業の実施 ●保育ボランティアの育成	社会福祉課 さわやか健康課 管理課 社会教育課
③	子育てに関する相談体制の充実	子育てについての様々な悩みや学校園での生活や勉強などについて相談しやすい体制を充実させます。 ●子育て相談事業の拡充 ●教育相談の実施 ●スクールカウンセラーの配置 ●子育て支援ネットワークの構築	社会福祉課 さわやか健康課 管理課

施策の方向 9 介護しやすい環境づくり

介護に関する情報を提供するとともに相談体制を充実させます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	介護支援の情報提供	介護に関する支援事業の情報提供を充実させます。 ●広報紙等による情報提供	さわやか健康課 社会福祉課
②	介護に関する相談窓口の充実	介護についての様々な悩みなどを相談しやすい体制を充実させます。 ●地域包括支援センター等での相談体制の充実	さわやか健康課 社会福祉課

施策の方向 10 豊かな高齢期を過ごすための環境づくり

高齢者が生きがいをもって積極的に社会参画することができるよう支援します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	高齢者の地域活動への参加促進と介護予防施策の充実	高齢者の老人大学をはじめとする生涯学習などによる学習、スポーツやボランティア活動の普及・推進を図ります。 ●高齢者（たちばな）大学の学習内容の充実 ●介護予防事業の積極的な展開 ●健康づくり事業との連携	社会教育課 さわやか健康課

②	高齢者の就業機会の確保	シルバー人材センターなどを通じて高齢者の生きがいと能力の活用を図り、男女ともに就業機会の確保に努めます。 ●シルバー人材センターとの連携強化	産業経済課
---	-------------	---	-------

施策の方向 11 家庭状況に応じた自立支援

社会的に困難な状況にある人の生活の安定と自立に向けて、就業支援や情報提供の推進と相談体制の構築をめざします。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るための自立支援と、相談体制の充実を図ります。 ●母子福祉事業の充実、母子家庭の母に対する就業支援 ●民生児童委員などによる相談体制の充実	社会福祉課 さわやか健康課 町民課
②	障がいのある人の自立支援	障がいのある人が社会的に自立し、安定した生活基盤が確立できるよう、積極的な社会参画に向けての就労支援・情報提供と相談体制の充実を図ります。 ●障がいのある人の就労支援 ●雇用に関する情報提供と相談体制の充実	社会福祉課 産業経済課
③	外国人への支援	在住外国人が地域の一員として生活していくための支援を行います。 ●支援ボランティアの多言語による情報提供や日本語教室の実施 ●地域の住民との文化交流を通じたコミュニティづくりへの支援 ●相談窓口等の設置の検討	企画政策課 関係各課

基本課題5

生涯を通じた心と体の健康づくり

◆現況と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し相手に対して思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提となります。

特に女性は、妊娠や出産などをする可能性があり生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに、男女ともに留意する必要があります。

また、性的マイノリティを有する人などに対する差別や偏見は、当事者やその家族を深く傷つけるとともに、人が平等に与えられているはずの基本的人権の侵害へとつながってしまいます。

このように、性への正しい理解のためには、年齢に応じた性に関する正しい知識の学習と、自らの意思で妊娠及び出産やその他の性について判断し決定できる判断力を培うことが必要となります。

また、これからの高齢化社会に備え、男女がともに生涯を通じて健康で過ごせるよう、さまざまな年代やライフステージと性差を考慮した、心と体の健康づくりへの支援が重要となります。

太子町では合計特殊出生率が全国平均の 1.39 より 0.4 ポイント高い 1.79（平成 22 年国勢調査）となりました。女性の妊娠・出産期における母子の健康を維持するため、妊娠から出産までの一貫した支援をはじめとする母子保健サービスの充実に努めます。

施策の方向

12. 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブヘルス/ライツ）に関する意識の普及と支援体制の充実
13. 妊娠・出産に関する健康支援と母子保健の充実
14. 生涯を通じた男女の心と体の健康維持

施策の方向 12 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブヘルス/ライツ）に関する意識の普及と支援体制の充実

男女がともに「性」に関して、正しい知識での理解ができるよう支援します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブヘルス/ライツ）に関する意識の普及	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を啓発し、結婚・妊娠・出産などの機会に男女が互いの性を理解・尊重しあえるよう、対等な関係づくりの普及に努めます。 ●男女が互いの性を理解・尊重しあえるための情報提供と意識啓発 ●家族計画等の相談	さわやか健康課 企画政策課
②	年齢に応じた性教育の推進	発達段階に応じた性教育により、正しい知識を得ることにより、男女の心身の健全な育成を図ります。 ●HIV/エイズや性感染症等に関する情報提供や予防啓発、相談の充実 ●年齢に応じた性教育の充実	さわやか健康課 管理課
③	性的マイノリティへの理解促進	性的マイノリティの人たちが、尊厳や権利を保障され、社会的に排除されないことがないよう、理解促進を行います。 ●広報紙、ホームページなどによる意識啓発 ●性的マイノリティに関する学習の機会の創出による理解促進	企画政策課 管理課 社会教育課

施策の方向 13 妊娠・出産に関する健康支援と母子保健の充実

妊娠や出産などについての健康づくりを支援します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	母性機能の社会的重要性についての意識啓発	母性機能が尊重・保護される学習の機会を提供します。 ●広報紙、各種教室などを通じた情報提供	さわやか健康課
②	妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供	妊娠から出産まで、一貫して健康診査、訪問、相談、各種教室等のサービスを提供します。 ●母子保健事業の充実 ●妊婦健診の拡充	さわやか健康課

施策の方向 14 生涯を通じた男女の心と体の健康維持

男女のライフステージに応じた心身の生涯にわたる健康づくりを支援します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	男女の心身の健康づくりのための総合的支援の充実	健康診査体制を充実させ、受診を促します。また、心や体について学ぶ機会や気軽に相談できる体制を整備し、健康保持のための施策を進めます。 ●ライフサイクルに応じた健康診査の実施 ●心身の健康に関する相談の充実 ●保健指導の実施 ●健康増進のための運動活動の推進	さわやか健康課 社会教育課 社会福祉課

基本課題6

ハラスメント及び虐待防止対策の推進

◆現況と課題

一人ひとりの存在をかけがえのないものとして認めあう人格の尊重意識は、男女が平等に職場や地域社会などで能力を発揮し、こころ豊かに生きるための基本といえます。

町民アンケートでは、ハラスメント被害者はセクシュアル・ハラスメントが全体の8.3%、パワー・ハラスメントが全体の18.9%であるとの結果で、その大半は職場で被害に遭われています。

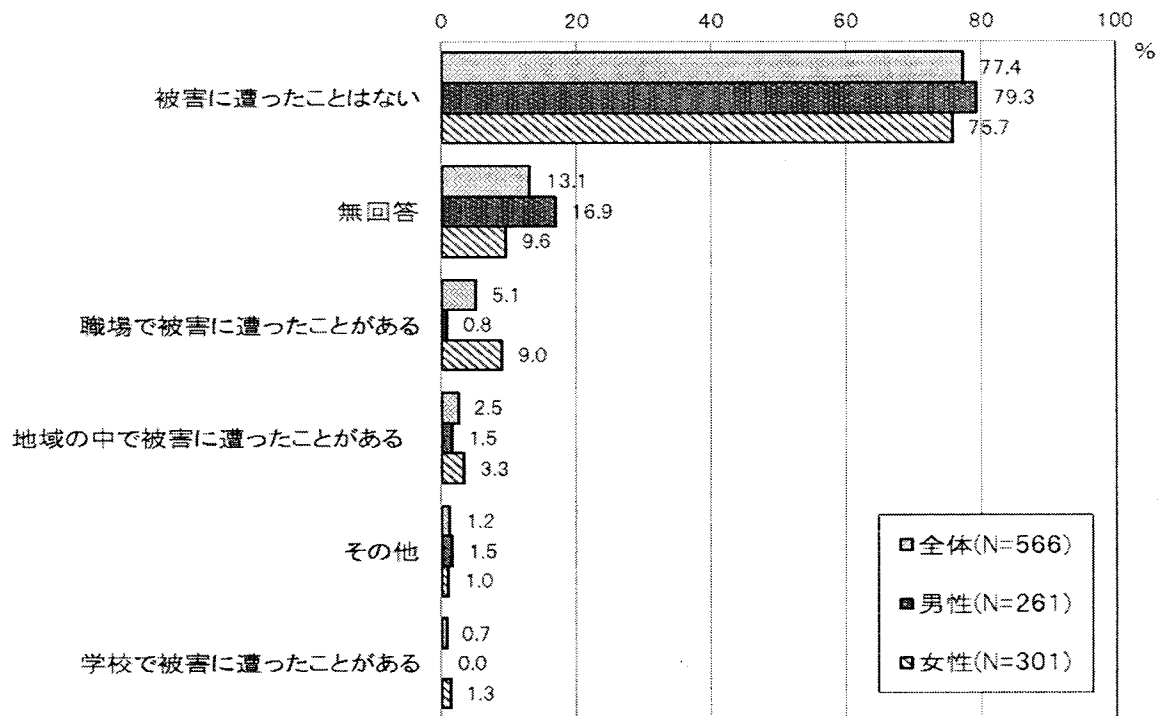
その、被害時の相談先については、「友人・知人」と「どこ（だれ）にも相談しなかった」ケースが多く、実際に被害の遭った「職場の相談窓口」へ相談したケースは非常に少ないという現状でした。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、人権侵害であるとともに、男女が平等で対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、職場や地域等による防止や被害者相談体制の構築が必要です。

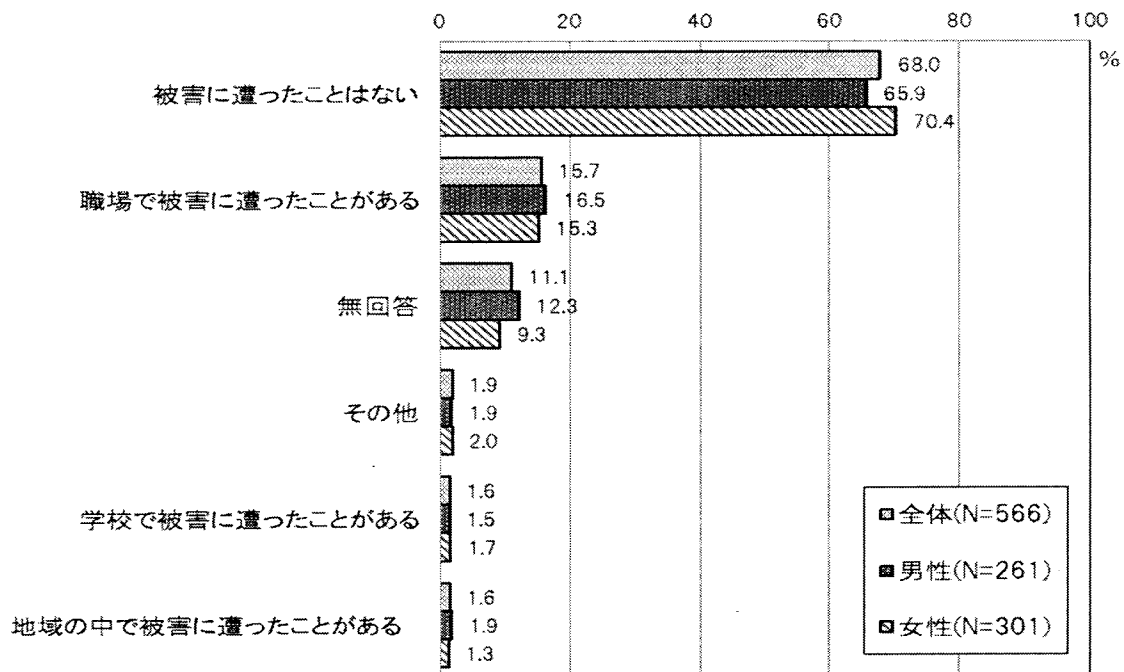
また、現在、家庭などでの子どもや高齢者、障がいのある人に対する身体的・心理的虐待、介護の放棄などが社会的な問題となっています。

虐待行為は、被害者の人間としての尊厳と心身を侵害する許されない行為であることから、虐待行為の防止と支援体制の構築を図ることが必要とされます。

(図 13)「セクシュアル・ハラスメントの被害状況」



(図 14)「パワー・ハラスメントの被害状況」



資料：平成 25 年度男女共同参画町民アンケート

施策の方向

15. ハラスメント防止に向けた対策の推進
16. 虐待の防止に向けた対策の推進

施策の方向 15 ハラスメント防止に向けた対策の推進

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止対策を推進します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	職場や地域等におけるハラスメント防止体制の構築	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの人権を侵害する行為についての防止に向けた教育と啓発及び被害者支援を行います。 ●ハラスメント防止に向けた教育・啓発活動の実施 ●相談窓口の充実と周知	企画政策課 社会教育課 管理課 産業経済課

施策の方向 16 虐待の防止に向けた対策の推進

児童、高齢者及び障がいのある人に対する虐待の防止対策を推進します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	児童虐待の防止と支援体制の構築	「児童虐待の防止等に関する法律」のもと、児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見、早期対応及び適切な保護を図るため、関係課及び関係機関のネットワークの充実を図ります。 ●「児童虐待防止推進月間」のキャンペーン啓発 ●関係機関との情報交換と連携体制の確保	社会福祉課 管理課
②	高齢者虐待の防止と支援体制の構築	「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」のもと、高齢者虐待の早期発見、早期対応及び発生防止に向けた体制の構築を図ります。 ●関係機関との情報交換と連携体制の確保	さわやか健康課
③	障がいのある人への虐待の防止と支援体制の構築	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」のもと、障がいのある人への虐待の早期発見、早期対応及び発生防止に向けた体制の構築を図ります。 ●関係機関との情報交換と連携体制の確保	社会福祉課

基本課題 7

防犯の視点からの男女共同参画の推進

◆現況と課題

警視庁の統計によると、全国の平成 24 年中のストーカー事案の認知件数は 1 万 9,920 件で、前年に比べ 5,302 件（36.3%）増加し、強制わいせつの認知件数は 7,263 件で、前年に比べ 363 件（5.7%）増加しています。

エスカレートすると重犯罪に発展する恐れのあるストーカー行為や、女性や子どもが被害者となりやすい性犯罪は、被害者の人権と心身を著しく侵害する許すことのできない行為です。

このような犯罪を未然に防止するため、地域ぐるみで安全を守る自主防犯グループの活動推進や、迅速な情報提供、被害者支援体制の構築など、警察や関係機関との連携を図ることが必要です。

施策の方向

17. ストーカー行為・性犯罪・売買春等防止対策の推進

施策の方向 17 ストーカー行為・性犯罪・売買春等防止対策の推進

女性が被害者になりやすい犯罪の防止対策を推進します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	被害者支援体制の構築	個人情報保護の徹底や関係機関との連携による被害者の速やかな安全確保等、支援体制の構築を図ります。 ●警察等関係機関との連携体制の確保	生活環境課 町民課
②	防犯対策の強化	青少年育成協議会や防犯推進委員会による広域的な防犯活動、各自治会の自主防犯グループによる防犯活動の実施。 ●防犯情報紙の発行 ●青少年補導パトロールの強化 ●犯罪事例の公表 ●自主防犯グループの充実 ●「ひょうご防犯ネット」への加入促進	生活環境課 社会教育課

【基本目標3】

行政から取り組む男女平等のまちづくり

男女共同参画社会の形成のためには、行政が男女共同参画の視点を反映した施策を総合的に展開する必要があります。

男女が社会の対等な構成員としてお互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりのためには、政策や方針決定の場において、女性の参画を促進し、女性ならではの新しい視点や意見を取り入れていくとともに、女性の社会的地位の向上を図ることが大切です。

また、すべての人がいきいきと生活できるユニバーサルデザインに配慮したまちづくりや、防災・復興活動における男女共同参画の推進をめざします。

太子町においては、率先した男女共同参画推進のモデルとなるよう、職員への意識啓発や仕事と子育ての両立支援などに取り組み、庁内のあらゆる分野での男女共同参画を個人的・組織的に取り組むとともに、地域社会やその他関係機関との連携と協働によりこのプランを推進していきます。

さらに、このプランの推進体制を整えるとともに、太子町の男女共同参画の推進拠点として「太子町男女共同参画センター（仮称）」の設置についても、実現します。

基本課題8

政策・方針決定の場への女性参画の促進

◆現況と課題

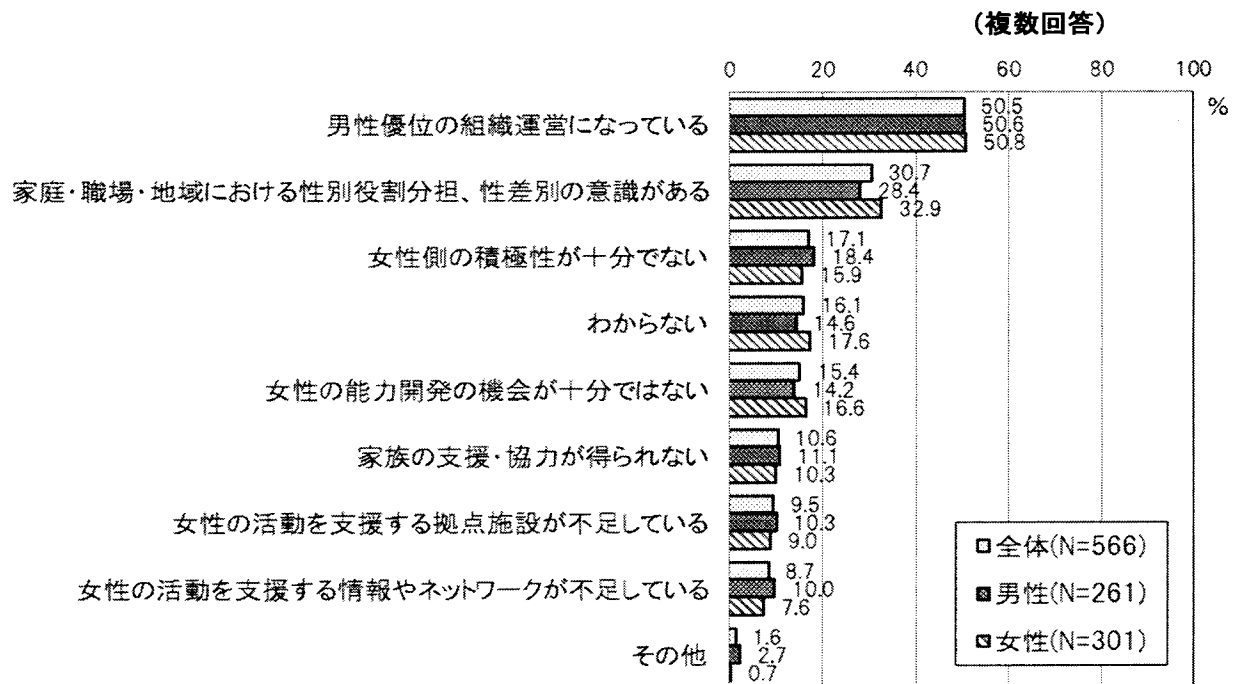
女性は、人口の約半分、労働力人口の約 4 割を占め、政治・経済・社会の多くの分野の活動を担っています。

しかしながら、これらの分野における政策・方針決定の過程への女性の参画は極めて低調であり、男女共同参画社会基本法の制定から 10 年以上を経過した現在もなお大きな課題となっており、国では、第3次男女共同参画基本計画で、平成 32 年（2020 年）までにあらゆる場面で指導的地位に占める女性の割合を 30%とするよう目標を定め推進しています。

太子町でも、第2次プランの優先すべき取り組みとして、意思決定の場への女性の参画を促進してきましたが、各種審議会等への女性の登用率は平成 22 年 4 月 1 日現在で 14.5%、平成 25 年 4 月 1 日現在で 15.9%となり、徐々に高くなっているものの、まだまだ十分とは言えない状況です。

男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって主体的に社会参加ができるよう、行政が率先して取り組みながら、町内事業所や各種団体など社会のさまざまな分野で政策・方針決定過程への女性参画を図る必要があります。

（図 15）政治・行政において、政策の企画や方針決定の過程に女性が進出していない理由



施策の方向

18. 審議会、委員会等への女性の参画促進

19. 事業所や各種団体等における女性の参画促進

施策の方向 18 審議会、委員会等への女性の参画促進

男女がともに市政の意思決定の場に参画し、みんなが住みよいまちづくりを進めるため審議会等の女性委員の比率を上げるよう努めます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	各種審議会・委員会等への女性の登用促進	男女がともに意思決定の場に参画できるよう女性委員の登用を推進します。 ●女性のいない審議会・委員会の解消 ●審議会・委員会等の女性委員が占める割合の向上 ●関連団体へ女性委員登用の推進を働きかけます。	全 課

施策の方向 19 事業所や各種団体等における女性の参画促進

事業所や各種団体において男女の意見が平等に反映されるよう意思決定の場への女性の参画促進を働きかけます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	事業所や各種団体等における意思決定の場への女性登用の促進	意思決定の場への女性の参画促進を働きかけ、女性が広く活躍できるよう情報提供やネットワークづくりのための支援に努めます。 ●事業所や関連団体への女性管理職や役員の登用の推進を働きかけます。 ●女性リーダー養成の推進 ●女性の各種団体などの組織や活動への支援	産業経済課 企画政策課 団体関係部署

基本課題9

地域社会・行政が推進する男女共同参画

◆現況と課題

男女共同参画社会の実現には、行政が男女共同参画の視点を反映した施策を総合的に展開する必要があり、その政策の立案や実施に携わる町職員自らが、男女共同参画についての意識を備え、多岐に渡る町行政執務を遂行していくことが、町全体の男女共同参画の推進へとつながります。

しかしながら、太子町の職場での固定的な性別役割意識の改善や女性管理職の登用、仕事と子育ての両立支援などは、まだ十分に進んでいない現状にあるため、職員研修会の開催などによる意識改革や積極的な取り組みで、町が男女共同参画の推進モデルとして町全体をけん引していけるよう庁内での推進を図ります。

また、東日本大震災発生時の教訓から、平常時より男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直しや地域防災の担い手となる人材の育成などを図り、災害に備えることが必要となります。

さらに、すべての人が安心して外出できるユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進、国・県などの行政機関はもとより、地域社会や各種団体と連携強化により、それぞれの立場で共通認識を持ちながら協働と連携を取りつつ、男女共同参画社会の実現に向けた役割を果たしていくことが必要です。

施策の方向

- 20. 庁内の男女共同参画の推進
- 21. 防災・復興の取り組みにおける男女共同参画の推進
- 22. ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進
- 23. 国・県・地域社会・各種団体との連携と協働

施策の方向 20 庁内の男女共同参画の推進

町が率先して組織内の制度や慣行の見直しを図り、男女共同参画の推進モデルとなるよう取り組みます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	職員への研修会開催	職員を対象とした男女共同参画に関する研修や啓発を実施します。 ●職員研修の充実	総務課
②	男女の職域拡大と職場環境づくり	職場における慣行を解消し、性別に関係なく能力を最大限に発揮できるよう職場環境を整備します。 ●性別により区別しない担当業務内容の見直し ●男女共同参画週間での意識づけの強化	総務課
③	管理職への女性登用	男女双方の意識改革を進めます。 ●職員の意識改革の推進	総務課
④	職員のハラスメント防止への取組促進	職員の就業意欲や能力発揮の妨げとなるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止に取り組みます。 ●セクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会の活用 ●ハラスメント防止に関する意識啓発の推進	総務課
⑤	職員の仕事と子育ての両立支援	次世代育成支援対策推進法に基づく太子町特定事業主行動計画「仕事と子育ての両立支援プラン」を推進し、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めます。 ●職員が安心して育児休業等を取得することができる環境整備 ●男性職員の育児休業等の取得促進	総務課

施策の方向 21 防災・復興への取り組みにおける男女共同参画の推進

男女共同参画の視点から、災害時に備えます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	男女共同参画の視点を反映した地域防災の推進	災害時に備え、男女共同参画の視点を反映した防災体制を整えます。 ●男女共同参画の視点を反映した地域防災計画等の見直し	企画政策課

②	防災・復興への取り組みにおける女性の参画の推進	自主防災組織への女性の参画推進と、防災活動等においてリーダーとなる人材の育成を図ります。 ●女性の地域防災リーダーの育成 ●消防団への女性の入団促進	企画政策課 生活環境課
---	-------------------------	--	----------------

施策の方向 22 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進

誰もがいきいきと生活できるまちづくりを推進し情報発信します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	利用者に配慮した公共施設整備と情報発信	すべての利用者に配慮した公共施設整備の推進と情報発信により、誰もが安心して生活することができるユニバーサル社会の実現をめざします。 ●ユニバーサルデザインに配慮した新庁舎等公共施設の整備 ●町内施設のバリアフリー等情報の配信	街づくり課 社会福祉課 企画政策課

施策の方向 23 国・県・地域社会・各種団体との連携と協働

計画実施に向けて、関係機関と連携を図ります。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	地域社会活動における男女共同参画の推進	男性や女性が、積極的に地域に関心をもち、地域活動・NPO・ボランティア活動に参加・参画するよう働きかけます。 ●地域団体・NPO法人・ボランティア組織などへの活動時間や運営方法などに関する配慮の要請	企画政策課 関係部署
②	関係機関との連携と協働	女性団体をはじめとするさまざまな機関、組織、団体、グループ、NPOなどと協力しながら男女共同参画の施策を推進するとともに、国・県及び関係機関と情報交換を図り連携強化に努めます。 ●男女共同参画推進員西はりま連絡会議との連携 ●活動団体のネットワークづくり ●ひょうご女性チャレンジねっとの活用（再掲）	企画政策課

基本課題 10

男女共同参画プランの推進体制の整備

◆現況と課題

太子町では平成16年（2004年）に「第1次太子町男女共同参画プラン」、平成21年（2009年）に「第2次太子町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施してきました。

計画の目標設定については第1次と第2次プランは、すでに実施していて、今後さらに充実していくものを「充実」、今後新たに実施していくものを「推進」に分類し、特に推進する事業を【重点施策】と位置づけ、計画推進に努めてきました。

しかしながら、目標をより実効性のあるものにするためには具体的な数値目標を設定し、目に見えるかたちで進捗状況の検証を行っていくことが、より着実な計画の推進へとつながります。

また、計画の推進体制については、男女共同参画の主体は町民であることから、町民の参画と協働による推進を図るとともに、庁内の推進体制として各施策の計画的かつ円滑な推進に向け、庁内推進本部や関係課との連携に基づく推進体制を強化し、住民と行政が一体となって太子町の男女共同参画の推進に取り組んでいくことが必要です。

さらに、第1次プランからの【重点施策】として継続して検討してきた本町の男女共同参画の推進のための拠点の設置については、情報提供や相談、町民の自主的な活動を支援する拠点として必要不可欠であることから早急の整備が必要です。

施策の方向

- 24. 第3次太子町男女共同参画プランの推進
- 25. 男女共同参画推進のための拠点づくり

施策の方向 24 第3次太子町男女共同参画プランの推進

計画を着実に実施し、男女共同参画の推進を実効性のあるものとするため体制を整えます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	「第3次太子町男女共同参画プラン」の推進	町民と行政が一体となって計画の推進を図ります。 ●推進のための数値目標の設定 ●庁内の推進体制として「太子町男女共同参画推進本部（町幹部）」、「太子町男女共同参画プランプロジェクトチーム（担当課員）」の設置 ●町民の参画と協働による推進を目的とした「太子町男女共同参画プラン推進委員会」の設置	企画政策課 各課

施策の方向 25 男女共同参画推進のための拠点づくり

町民が男女共同参画に積極的に取り組めるよう、活動の拠点設置をめざします。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	男女共同参画推進のための拠点づくり	町民とともに男女共同参画への取組みを推進するにあたり、さまざまな情報の収集や各種相談、活動のために、早期の拠点づくりをめざします。 ●太子町男女共同参画センター(仮称)の開設	企画政策課

【基本目標4】

暴力を許さない社会づくり

～配偶者等からのあらゆる暴力の根絶～

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）は犯罪も含む重大な人権侵害行為であり、個人の尊厳を著しく傷つけるもので、決して許されるものではありません。

DVの被害者の多くは女性であり、国、県においても女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、さまざまな施策に取り込むこととされていることから、太子町においても「太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定し、DV対策に取り組めます。⇒ 「第Ⅳ章」

第Ⅳ章

太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画

1. 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）は、身体への暴力だけでなく、言葉による精神的な暴力を含め、被害者となった人の心身に危害を与える犯罪となる重大な人権侵害です。特に、配偶者間の暴力は、家庭内で行われるため、DVを暴力として認識せず、相手の行為を許してしまうことなどから、被害が潜在化しやすく、周囲に気づくかれぬまま、被害が深刻化・長期化しやすいという傾向があり、太子町においても、そのようなケースがみられます。

またDVの被害者の多くは女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差があると言われています。女性に暴力を加えることは、男女平等、男女共同参画社会の実現の妨げとなるとともに、その家庭に育つ子どもの成長と人格形成に深刻な影響を与える児童虐待となる行為です。

このため、DVを防止し、被害者を保護するための具体的な対策が求められ、国においては、平成13年（2001年）4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、その後、平成19年（2007年）7月に交付されたDV改正法において、市町村においてもDVの防止や被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が努力義務とされました。

太子町においても、DV被害の早期発見とDV被害者支援のため、体制の強化を図るとともに、DV防止に向けた教育・啓発を重視した「太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定するものです。

2. プラン策定の背景

（1）国県の動き

①国の動き

平成13年（2001年）4月に「DV防止法」が制定され、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することが、国及び地方公共団体の責務として位置付けられました。

平成16年（2004年）12月の改正では、国による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定が義務付けされ、さらに、平成19年（2007年）7月の改正（平成20年（2008年）1月施行）では、市町村も国の方針に即し、都道府県の基本計画を勘案した市町村基本計画の策定に努めることとされています。国は、都道府県に対しては、被害者支援の中核としての役割を果たすことを期待する一方、市町村に対しては、被害者に最も身近な行政主体として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な支援などの基本的な役割について、積極的に取り組むことを期待しています。

②県の動き

平成 18 年（2006 年）4 月に、被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復するための支援を基本とした「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下「兵庫県DV計画」という。）を策定し、平成 20 年（2008 年）1 月のDV防止法改正と国の基本方針の改定を踏まえ、平成 21 年（2009 年）4 月に「兵庫県DV計画」（平成 21 年（2009 年）度～平成 25 年（2014 年）度）が改定されました。県と市町の役割を明確化するため、被害者の支援における中核としての役割、一時保護の適切な実施、市町への支援、広域的な施策の実施などを主な改定点とし、県と市町など関係機関との連携による切れ目のない被害者支援対策の推進などが掲げられています。

（2）太子町の動き

太子町の現状と課題

「平成 25 年度男女共同参画町民アンケート」（※以下「町民アンケート」という。）の結果から、DV経験が「何度もあった」と「1・2 度あった」という回答をあわせると、「精神的な嫌がらせ」を受けたが最も多く 8.0%、次いで「身体に対する暴力」が 7.8%で、それぞれ女性が受けた割合の方が高くなっています。

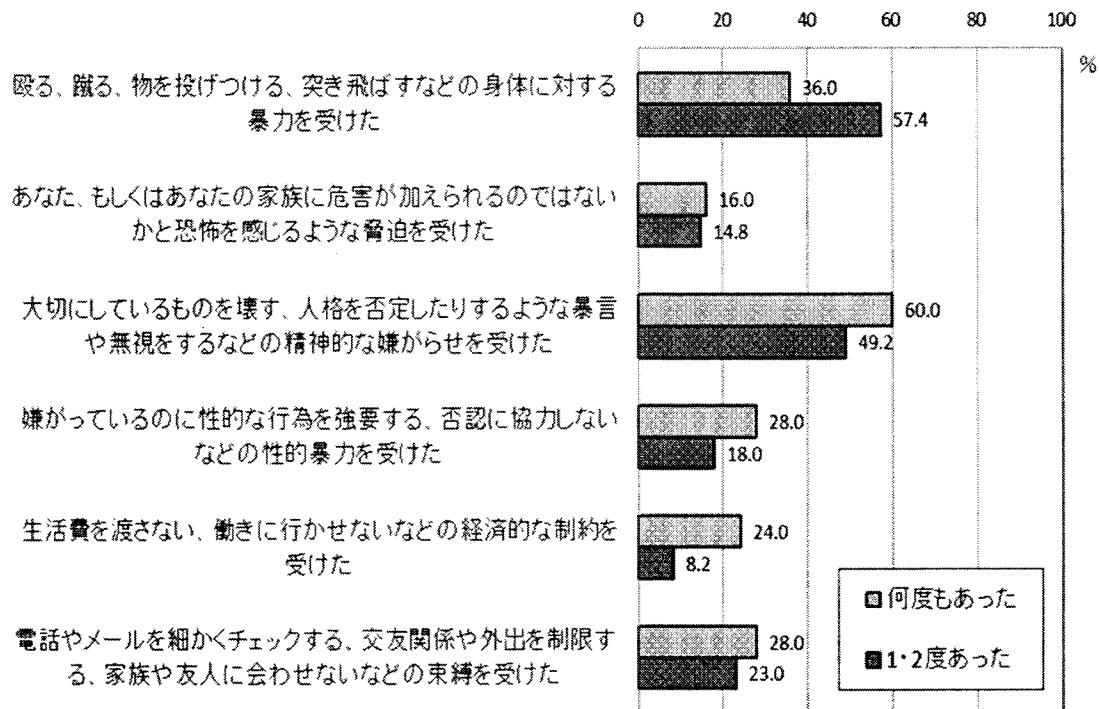
また、DV被害時の相談先は「どこ（だれ）にも相談しなかった」が 39.0%で最も多く、相談した人は、「家族や親戚に」が 25.0%、「友人・知人に」が 22.0%と、公的機関よりも身の周りの人に相談しています。

相談できなかった理由には、「相談するほどのことではないと思った」が 23.3%と最も多く、次いで「自分さえ我慢すればやっていけると思った」が 20.5%と個人の問題としてとらえている傾向がみられます。【図表 DV被害を相談できなかった理由】

DVに関する正しい知識を得る機会や、被害者が安心して相談できる窓口の周知に努め、DV防止に向けた啓発活動や学習機会の推進が重要です。

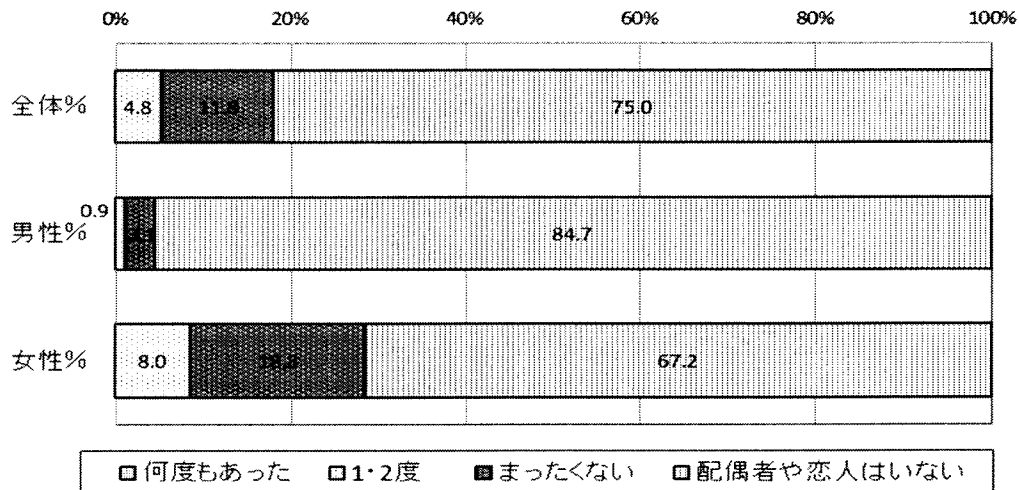
さらには、恋人からの暴力「デートDV」の防止を含めた対策を強化し、人権啓発や男女共同参画とともに事業を展開していきます。

(図 16) 配偶者や恋人からの暴力の経験 (複数回答)



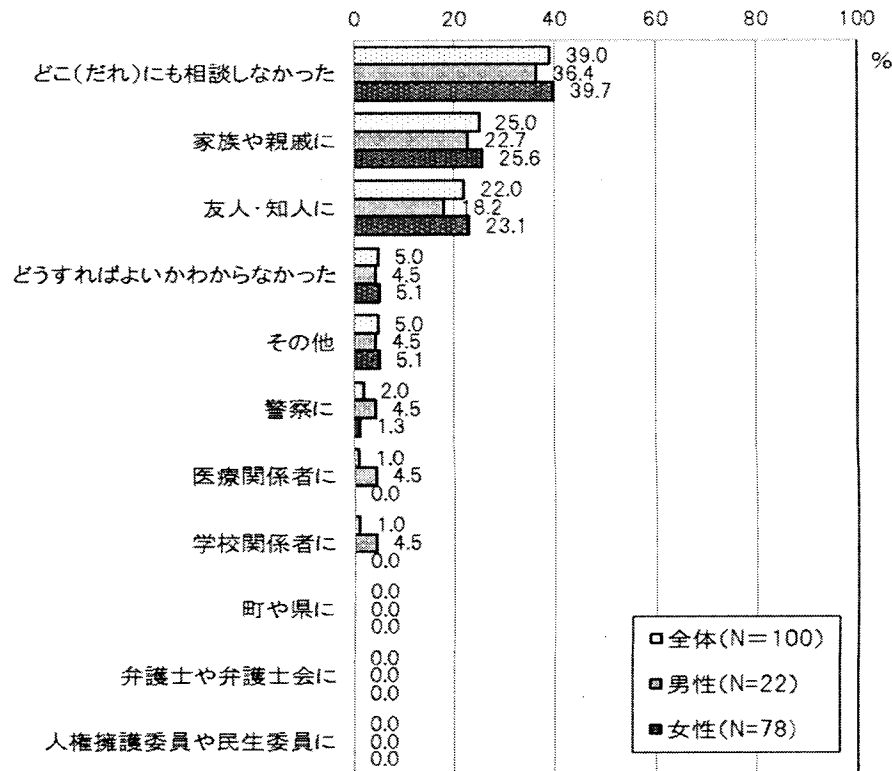
資料：平成 25 年度男女共同参画町民意識・実態調査

(図 17) 配偶者や恋人からの暴力の経験



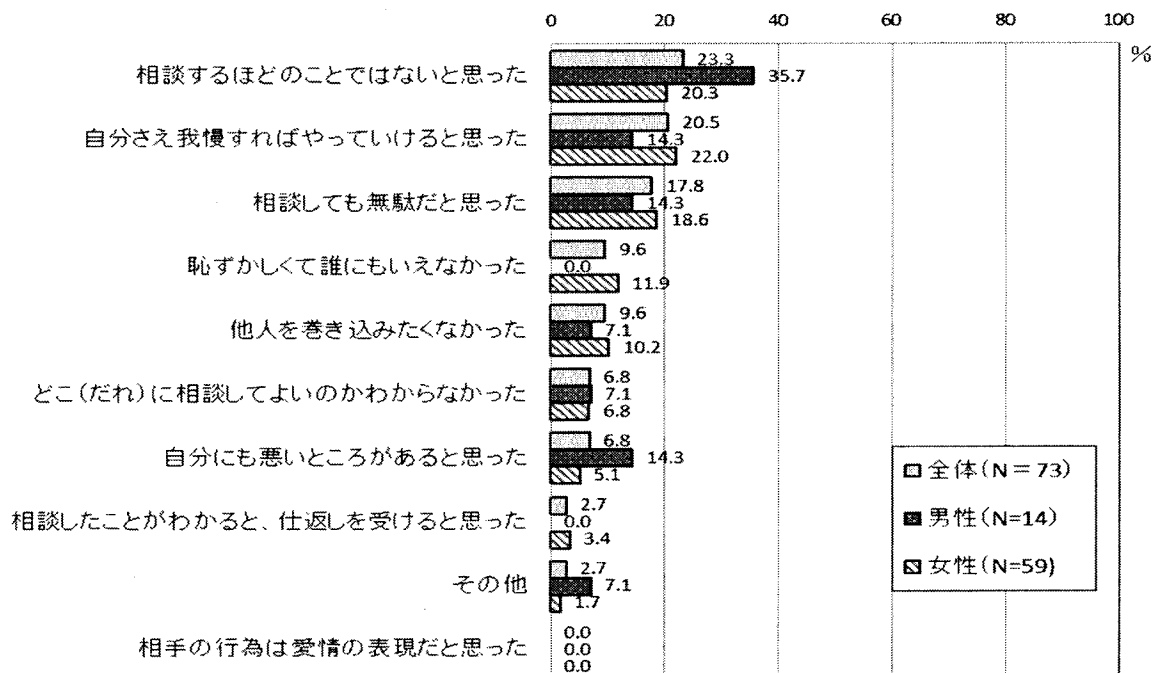
資料：平成 25 年度男女共同参画町民意識・実態調査

(図 18) DV被害者の相談先 (複数回答)



資料：平成 25 年度男女共同参画町民意識・実態調査

(図 19) DV被害を相談できなかった理由 (複数回答)



資料：平成 25 年度男女共同参画町民意識・実態調査

3. プランの性格

本章で定める「太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく計画とするとともに、第3次太子町男女共同参画プラン「【基本目標4】暴力を許さない社会づくり～配偶者等からのあらゆる暴力の根絶～」を推進するための実施計画も含むものとしします。

4. プランの期間

このプランの目標年度は、平成26年（2014年）度から平成30年（2018年）度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化などに対応した施策を進めるため、必要に応じて見直しを行います。

基本課題 11

DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実

◆現状と課題

DV被害は本人の意識や社会的な理解が不十分なため、潜在化している状況にあります。また、DV被害は虐待へと形を変え、子どもにも影響を及ぼす可能性があることから、早期発見につながる体制づくりが重要です。子どもの健診、被害者の心の病や怪我の治療、各種相談窓口における相談をとおして、適切な対応が求められます。

町民アンケート調査結果では、DV被害時に約4割が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、また相談先は、「家族や親戚に」、「友人・知人に」が多く、公共機関の相談窓口を認知していないと思われる状況となっていることから、町民が安心して相談できる相談支援窓口の周知を図るとともに、相談者の立場や状態に細やかに配慮し、DV被害者への早期対応、相談支援につながる体制整備を図ります。

施策の方向

- 26. DV被害の早期発見の仕組みづくり
- 27. DV被害者の相談体制の整備・充実

施策の方向 26DV被害者の早期発見の仕組みづくり

DV被害者の早期発見・通報のための体制づくりを整えます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	DV相談窓口等の情報提供	DV防止法に基づく通報の趣旨や、相談窓口について、広報やホームページ等で広く市民に情報提供します。 ●広報誌、ホームページなどによる相談窓口の啓発	社会福祉課
②	早期発見に向けた各種窓口等関係機関との連携強化	DV被害者の気づきと、相談支援窓口への連携強化を図るため、各種窓口及び関係機関等へのDV防止法に基づく通報の趣旨及び町の施策などを周知し、被害者の早期発見や支援に結びつけます。 ●窓口職員、関係機関の意識づけの強化	社会福祉課 関係各課

施策の方向 27DV被害者の相談体制の整備・充実

安心して相談できる体制の充実と窓口の連携を図ります。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	相談窓口機能の充実	相談しやすい窓口の整備と、被害者の相談に総合的に対応できる相談窓口機能の連携を図り、適切な対応に努めます。 ●相談窓口としての機能強化と、環境整備 ●窓口職員の研修・連携強化	社会福祉課
②	相談窓口職員及び関係職員の資質の向上	相談窓口職員及び関係職員の資質の向上を図ります。 ●県女性家庭センター主催の研修会やフォーラム等への参加、意識啓発	社会福祉課
③	関係相談機関との連携の強化	DVに関係する相談機関との情報連携を図り、それぞれの役割を生かした総合的な支援のネットワークを強化します。 ●DV地域ネットワーク会議等相談支援機関との連携強化	社会福祉課 さわやか健康課

基本課題 12

DV被害者への支援体制の整備

◆現況と課題

DV被害については、町民アンケート調査の結果から、暴言や無視をするなどの精神的な嫌がらせや、恐怖を感じるような脅迫、身体的暴力、性的暴力、経済的暴力等、複雑多岐にわたる被害経験がみられます。

太子町では、家庭児童相談員を1名配置し、県の龍野健康福祉事務所の母子自立支援員と連携して、電話・面接などによるDV相談に応じています。

一時保護を要するケースについては、県女性家庭センターや警察と連携を図り、被害者の個人情報保護に細心の注意を払いながら、被害者及びその家族に対する迅速な安全確保が重要です。

また、経済的な不安を理由に、相手と別れられないケースもあります。被害者が一時保護後、真にDVから逃れ、自立に向けた生活がスタートできるよう、住宅・就業等、生活の安定に向けた支援や、被害者や子どもの心身のケア等、継続した支援が不可欠です。

(表20) 太子町のDV相談状況

(件)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
5	6	4	2	2

資料：太子町生活福祉部社会福祉課

施策の方向

28. DV被害者の安全確保
29. DV被害者への自立支援
30. DV被害者の情報管理の徹底

施策の方向 28 DV被害者の安全確保

DV被害者の生命又は身体の安全を守るため、関係機関と迅速な連携・協力を行います。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	DV被害者の安全確保	DV被害者が安全で安心して避難できるように、警察や県など関係機関と連携を図り、迅速な対応、適切な支援を行います。また、被害者と同伴する子どもの支援を強化します。 ●緊急対応時の安全の確保と情報の保護 ●保護命令の情報提供と適切な支援	社会福祉課

施策の方向 29 DV被害者への自立支援

関係各課や関係機関が相互に連携した切れ目のない総合的な支援に取り組めます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	DV被害者の生活の安定に向けた支援	将来に向けて安全で安心な生活をおくることができるよう、被害者の情報管理の徹底と、総合的な支援体制を構築します。 ●DV被害者の状況に対応した情報提供や各種制度を活用した支援 ●住居や就業支援等生活安定に向けた関係機関との連携強化	社会福祉課 町民課 管理課 産業経済課
②	DV被害者の心のケア	DV被害者が心理的な安定を取り戻すようになるまで、心身のケアに努めます。 ●母子自立支援員、家庭児童相談員、保健師などによる支援体制の充実	社会福祉課 さわやか健康課
③	DV被害者家庭の子どもの支援体制の整備	DV被害者の子どもの保護体制と、保育・就学の適切な対応を行い、さらには、個々の子どもの状況や年齢に応じた心の支援に努めます。 ●相談窓口の周知 ●スクールカウンセラー、母子自立支援員、家庭児童相談員、保健師などによる支援体制の充実	社会福祉課 管理課 さわやか健康課

施策の方向30DV被害者の情報管理の徹底

将来に向けて安全で安心な生活をおくることができるよう、DV被害者の情報管理を徹底します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	関係機関・関係各課との情報管理の徹底	DV 被害者の個人情報を保護し、関係機関・関係各課への迅速な情報提供を行い、さらには、他市町との連絡調整においても個人情報の管理を徹底します。 ●住民基本台帳の情報に基づき、事務処理を行う部署及び関係機関での情報の共有・管理の徹底	関係各課

基本課題 13

DV根絶に向けた啓発と防止の推進

◆現況と課題

DVは、いかなる理由であれ、被害者の人権侵害であり、生命・身体・精神に重大な危害を与える犯罪行為です。家庭という密室の中では、長期にわたり反復的に行われることも少なくないため、子どもの成長・人格に影響を与え、これが家庭内における暴力の世代間連鎖につながると言っても過言ではありません。

暴力が起こる背景には、男女の固定的な性別役割分担、社会的、経済的な力の格差等の問題があるとされています。誰もがDV等の加害者や被害者にならないよう、一人ひとりが人権意識を高め、DVに関する正しい知識を身につけ、理解を深められるように、家庭、地域、学校が一体となって教育・啓発を推進していきます。

施策の方向

31.DV根絶に向けた啓発・教育

施策の方向 31 DV根絶に向けた啓発・教育

町民一人ひとりが、DVに関する正しい知識を身につけ、暴力を許さない地域づくりに向けた啓発・教育の推進に取り組みます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	家庭や地域への啓発・情報提供の推進	DVをなくし、誰もが安心して暮らせるように、DV（デートDVを含む）そのものを理解するための啓発、取り組みを推進します。 ●広報やホームページ等で、DVに対する正しい認識を広め、防止を図るための意識啓発 ●民生委員・児童委員等地域における活動者への研修及び啓発の推進 ●妊産婦やその配偶者を対象に、母子健康手帳の交付や赤ちゃん訪問等母子保健事業の機会を通じた啓発の推進	社会福祉課 社会教育課 さわやか健康課
②	学校等における教育・啓発の推進	次世代を担う子どもたちに、正しい人権意識や男女平等意識が育つような教育や保育の計画に努めます。 ●中高生等若年層を対象に、デートDVに関する理解を深めるための啓発強化 ●パンフレットの配布やPTA研修会等の機会を活用し、保護者に対する啓発を推進	社会福祉課 管理課 社会教育課 企画政策課

第V章

プランの数値目標

1. 数値目標

太子町男女共同参画プランの進行管理において、推進状況を客観的に評価するため、数値目標を設定します。

No.	基本 目標	目 標 項 目	現状値 (25 年度)	目標数値 (30 年度)	担当課
1	1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」(どちらかといえば含む)された方の割合	54.4%	70%	企画政策課
2	1	男女共同参画に関する講演会の開催	0 回/年度	1 回以上 /年度	企画政策課 社会教育課
3	2	子育ての参加状況アンケートでの父親の育児参加割合	94.1% (24 年度)	100%	さわやか 健康課
4	2	女性の農業委員数	0 人	1 人	産業経済課
5	2	延長保育時間の延長実施保育所数 7 時 30 分～18 時 ⇒ 7 時～19 時	認可保育所 0/4 箇所	認可保育所 4/4 箇所	社会福祉課
6	3	女性の消防団員数	1 人	10 人	生活環境課
7	3	女性のいない審議会等の割合	40.0%	0%	関係各課
8	3	審議会等委員総数に占める女性の割合	15.9%	30%	関係各課
9	3	管理職の女性割合	17.0%	22%	総務課
10	3	男性職員(町職員)の育児休業取得割合	0.0%	5%	総務課
11	3	男女共同参画事業の拠点施設数	0 箇所	1 箇所	企画政策課
12	4	デートDVに関して学習する機会を提供した中学校の学年数	0/6 学年 (2 中学校)	6/6 学年 (2 中学校)	管理課

※No.1. 12 の現状値は「平成 25 年度男女共同参画に関するアンケート」結果による数値

※No.10 の目標値は太子町特定事業主行動計画(総務課)の目標数値